

Emergence

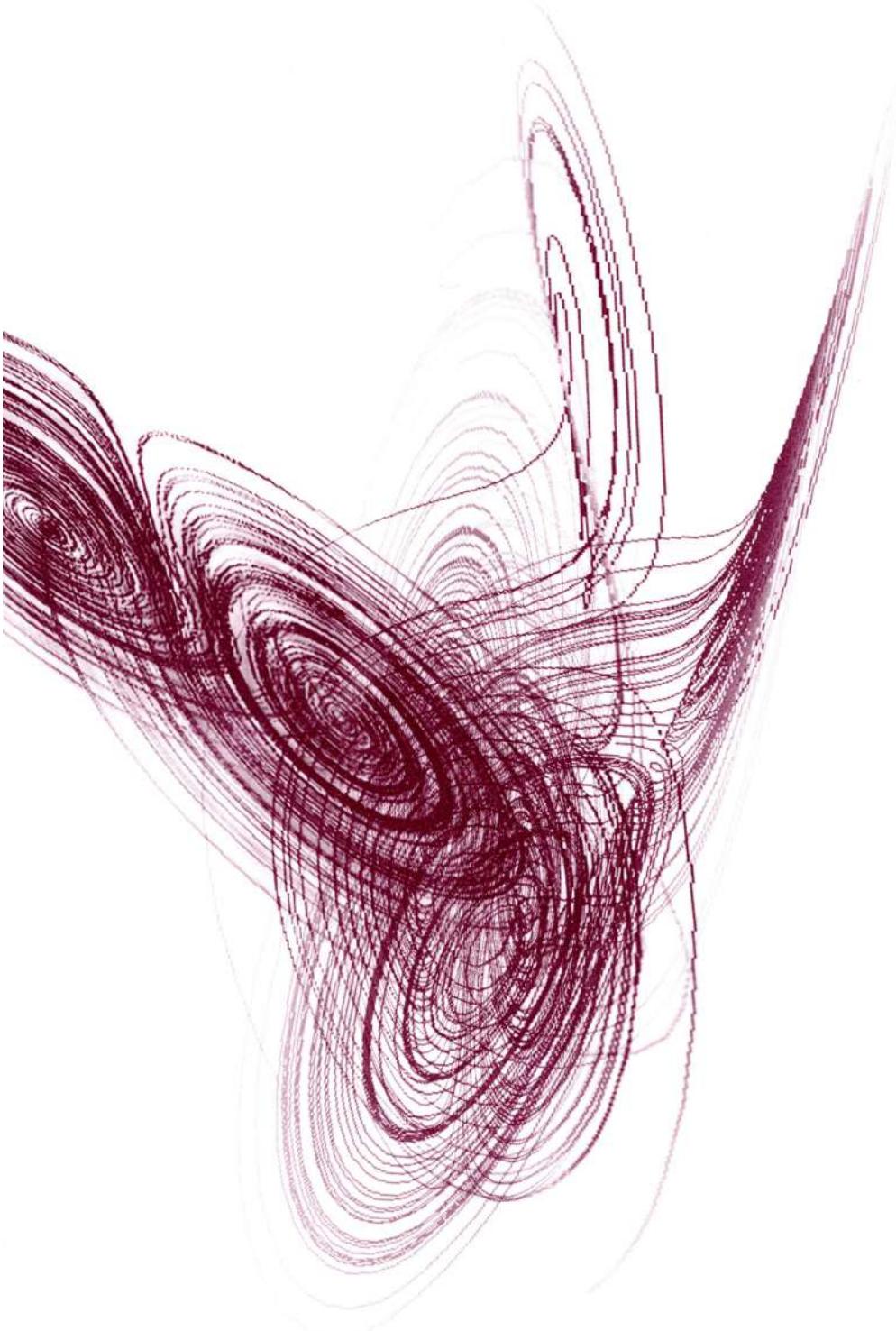
Volume XII

number 01

創
發

special topic

戦後和解と市民の公共性



Emergence

Volume XII | number 01 | Contents

エマージェンスとは「全く予期しないことが新たに起こること」を意味する。

もともとは複雑系の科学の専門用語で脱決定論のキーワードとして使われていたが、
そのイメージを人文・社会系の分野にも応用した。

本誌を通して対話的・共感的でかつ包括的な学問とキリスト教のありかたを探りたい。

Recovered Logos

- 01 恢復された言葉 ロゴス

| 特集 | special topic

戦後和解と市民的公共性

- 02 戦争裁判・賠償から考えるアジア太平洋戦争

BC級戦犯を中心に

内海愛子

- 13 慰安婦問題と公共性

アジア女性基金とNHK番組改変問題をめぐって

東海林路得子

- 23 戦後和解と戦死者の追悼について

小菅信子

- 31 敖しと和解をいかに問うか

戦争罪責のキリスト教哲学に向けて

豊川慎

- 35 市民の政治参加の根拠

稻垣久和

恢復された言葉

宗教史のうえでは、世界宗教は自然宗教そして民族宗教(国家宗教)を克服して出現したことになっている。民族や國家の救済という神話的物語の世界から、「個」の救済へと実存の問題に移行したとされる。これによって枢軸時代以降の精神文明の方向が特徴づけられる、という理解だ。キリスト教という世界宗教の場合はどうか。成立からしばらくして、ローマ帝国の公認宗教へという歴史をたどったがゆえに、西洋文明と密接に結び付いた。やがて古代・中世を経て、近代に入って西洋の「国民国家」の発展と深く関係することになった。ただ、国家は主権を掲げた公的機関として自らを規定するなかで、キリスト教という宗教は私的なレベルで捉えられるのが常であった。唯一の「公」は国家であり、それ以外はすべて「私」である。「個」の救済という本来の世界宗教になったのかもしれない。

しかし、戦争が起り、兵士が多数戦死すれば、「祖国のための死」とキリスト教の「犠牲の死」が重ね合わされて愛国心(=公民宗教)と結びつけられることも起こった。非戦闘員が多数死んだ20世紀の戦争、とくに第二次世界大戦後のニュールンベルク裁判や東京裁判では、「平和に対する罪」「人道に対する罪」が基準になって戦争指導者が裁かれた。この基準はキリスト者の戦争責任についても問い合わせを要求することになる。

ただ、「私的なレベル」「個人主義」のなかに押し込められてしまった現代のキリスト教では、全国民を巻き込んだ戦争の遺した傷跡を充分に処理することがむずかしくなっている。ましてや日本のように、キリスト者人口が総人口の1%しか占めていない地域ではなおさら、人々の思考の回路にキリスト教の「罪」の問題はインプットされていない。だから多くの人にとっては、神学的議論は言葉の遊びにしか映らない可能性がある。

それでもかかわらず、ここでなお日本においても、主権と契約という概念とキリスト教思想との接点を深刻に受け取る必要が出ている。それは、ほかならぬ日本国憲法が「国民主権」を掲げているからである。国民主権を成り立たしめる政治思想は社会契約論である。では、いったい誰と誰が契約を結び「主権」を国家機関に信託したというのか。

西洋で社会契約論が出てきた歴史的背景に3つの契約概念があった。人類の創造者なる神と国民との間の契約。国家主権者と国民との間の契約。国民どうしの間での契約。文化背景の違う日本でも次のような解釈は可能であろう。“まず、人々の間で幸福に生きるために生命、財産、安全を確かなものにしようと互いに話し合い、約束を交わし、主権者にその権利の一部を譲渡して契約を結び、天地神明の前でそれを公明正大に宣言する。”

もし、この宣言が日本国憲法であるとすると、そのなかで一番重要なのは13条「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」であろう。人々が幸福追求を可能にするために、日本国家をつくっているのだ、という自覚である。

出発点は、この地域に住む人々の間の話し合いと約束である。これがすべてに優先するであろう。国民が主権者であるが、それを代表制民主主義では代表者を選んで委託している。この代表者は強い権限をもつが、国民は彼らにすべてを委託しているわけではない。良心、信条など内面に関わることは代表者に委託していない(憲法19条、20条)。委託をしているのは外面向けの幸福までであって、内面向けの幸福についてではない。

市民社会の意味は、国家為政者に委託することとは別に、人々の間の話し合いと約束に至るプロセスを重視するところにある。今日、公共性の議論がなぜ大切かといえば、公共の事柄が、すべて国家為政者に吸い取られてしまった状態を市民の側に取り戻すために、ということなのである。したがって「統治」ではなく、まず「自治」が市民の側になければならない。そこではいろいろな試みがボトムアップにあってよい。あれだけの戦争がなぜ起きたのか、戦争の実態を暴くことを市民の側から自覺的に取り組むこともその一つであろう。戦争を仕掛けた側がまず謝罪をするところから、「和解」は成立する。自分たちは悪くない、西洋植民地主義に対する自衛のための戦争だと主張する人々もいる。しかし、日本もその“悪しき”西洋にならって植民地主義をまねたうえで戦争に突入したのであるから、「自衛」はおよそ成り立たない論理であろう。

戦後和解と市民的公共性

戦後60年以上が経過したが、かつて日本が侵略した国々の戦争被害者たちからは謝罪と補償を求める声が続き、戦争の負の遺産が、新たな国際情勢のなかでナショナリズムとして再生産され、東アジアの不安定要因となる危険をはらんでいる。真の意味での戦後修復と21世紀の平和・共存に向けた歩みは、どのようにして可能なのか、とりわけその主体であるべき日本の市民社会は、どのような役割を果たせるのだろうか。本特集では、戦争被害者たちの支援や戦後問題の研究に地道に関わってきた方たちに登場していただいた。その活動は、戦争と戦後の歴史を、「他者」を含む市民の視点で書き直す作業とも言えるだろう。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

戦争裁判・賠償から考えるアジア太平洋戦争 BC級戦犯を中心に

内海愛子

戦後日本への問い

昨日^{•1}、韓国のKBSが、8月15日に韓国人BC級戦犯の番組をつくるというので、関連の資料をお渡していました。韓国でこのような番組がつくられるのは画期的なことです。韓国内では韓国人・朝鮮人兵士、とりわけBC級戦犯の問題は触れたくない、トゲのような存在になっていました。こうした番組がつくられる背景には、金大中大統領就任以降の民主化の波があります。なかでも2004年2月、いわゆる「真相究明法」^{•2}がつくられ、11月には「真相究明委員会」が発足、「慰安婦問題」を中心に精力的な資料収集や調査が進行していることがあります。そのなかで、韓国人BC級戦犯たちもまた日本による動員の犠牲者であると認定され、来週の火曜日、申請をした人たちに認定書が渡されることになりました。それでも委員会では、この問題について激論が交わされ、彼らがほんとうに犠牲者なのか？ 積極的に志願し日本に協力したのではないか、といった意見も根強くあったそうです。

1975年に初めてインドネシアへ行き、2年間日本語教師をしました。その後、インドネシアを毎年のように訪問、その時、偶然、スマランのオランダ人墓地に立っている飢餓状態の少年の銅像に出会いました。この像を見たときに「なぜオランダの少年たちがここまで飢えたのか」と思いました。私のなかには、植民者であったオランダの人たちが植民地を追われて苦労するのは仕方がないという考え方方がどこかにありました。しかしこの銅像を見て、この考えは間違っている、敵味方に関係なく女性や子どもを巻き込む戦争をこの銅像が表していると感じました。この像にあるような少年抑留所の監視員として配属されていたのが、朝鮮人でした。戦後、バタビアの軍事法廷で裁かれ、最初に処刑されたのは捕虜収容所長だった曾根憲一です。大島渚監督の『戦場のメリークリスマス』で坂本龍一が演じた「キャブテン・ヨノイ」はこの人がモデルになっています。またビートたけしが演じたバンブー・モリは、インドネシア東部の飛行場建設に連行した捕虜を殴打して死刑になった森曹長です。そしてその下にいてオランダ民間抑留者の監視員をしていた「オラン・ブクール（インドネシア語で「殴り屋」）」というあだ名の朝

本特集は、2006年4-12月に開催された宗教の公共性研究会の記録を本誌掲載にあたり加筆・修正したものである。東海林路得子氏の発題では、アジア女性基金の事業に関するデータを研究会開催時のものから同基金解散時（2007年3月）のものに修正し、NHK番組改変裁判についてはその後の東京高裁控訴審判決（2007年1月29日）の内容を加えた。

1 | この研究会は2006年6月17日に開催された。

2 | 真相究明法（日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法）：満州事変から太平洋戦争に至る時期の日本による強制動員などの真相調査を求める法律（2004年2月13日成立）。「日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会」が組織され、被害の真相調査・資料収集・報告書作成、遺骨の発掘・収集、犠牲者・遺族の審査と決定、資料館・慰靈空間の建設などの活動が行われている。

鮮人が、死刑第二号となった朴成根でした。

韓国・朝鮮人戦犯の存在に焦点をあてて、日本の戦争犯罪を考えていくと、戦争裁判で何が裁かれたのか、誰が戦争犯として罪を背負ったのかが見えてきます。そうしたことを踏まえて具体的に戦争犯罪、戦争責任を考えてみたいと思います。

戦後賠償から安保体制へ

| 捕虜虐待問題と戦後 |

日本はポツダム宣言を受諾して敗戦となります。ポツダム宣言で戦後日本に大きな枠を嵌めたのが、第10項の「……吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ……」と、賠償について記した第11項でした。つまり、戦争犯罪を裁く法廷の開廷と戦後賠償、これは日本に課せられた敗戦の条件であり、前提でした。

戦争中、捕虜虐待について英・米・オーストラリアなど各国が、日本の外務省を通して何度も抗議しているにも関わらず、軍も政府もこれをほとんど軽視、ないしは無視しました。太平洋戦争初期の香港、フィリピン、マレー占領などにより、日本軍は25-30万人の捕虜を抱えることになりましたが、指導者たちは捕虜の処遇についてほとんど関心をもちませんでした。無関心から無責任のままに放置していたわけで、敗戦の条件のなかで捕虜虐待という戦争犯罪が特記されて初めて、「どのくらい捕虜虐待をやったんだ?」と聞くような状況だったのです(なお捕虜の数は捕縛、解放、死亡などによって絶えず動いています)。

敗戦当時の陸軍大臣は下村定でしたが、彼は45年9月に、連合国との捕虜虐待など戦争犯罪調査に対してどのように対応するのか、「応答要領」(いわゆる「下村通達」)を出しています。そこでは、正々堂々と自分の意見を述べなさいという趣旨が書いてあります。同時に、捕虜収容所の「編制素質」が悪かったとも書いてあります。「編制素質(特に台・鮮人)」、要するに台湾人と朝鮮人が中心で捕虜収容所を運営していたから、虐待があったとも読める文章です。また、陸軍内部で「俘虜関係調査中央委員会」をつくり、調査報告書をまとめています。そのなかの泰緬鉄道に関する報告では、捕虜の多くが病気になった原因を6つほど記していますが、その1つは、朝鮮人の衛生観念が乏しかったから、というものでした。

ポツダム宣言にもとづいて極東国際軍事裁判(東京裁判)が開かれ、28名が「平和に対する罪」「人道に対する罪」「通例の戦争犯罪」で起訴されました。それに対して、「通例の戦争犯罪」により起訴されたのがいわゆるBC級戦犯です。当初は東京裁判の後に、第二次東京裁判が予定されており、岸信介をはじめとする19人が巣鴨プリズンなどにいたのですが、極東情勢の緊迫と冷戦のなかでアメリカの方針転換が起こり、A級戦犯処刑の翌日(48年12月24日)に彼らは無罪釈放されています。

| 賠償から経済協力へ |

日本降伏後の9月22日にアメリカが出た「初期対日方針」では、日本人が生きていくために必要な産業と占領軍に必要なもの以外はすべて賠償として引き渡すことが求められていました。45年11月、最初の賠償調査団であるエド温・ポーレ調査団が来日します。その報告では、日本の軍事目的の工業をすべて除去して侵略を受けた国に引き渡し、日本人の生活水準を侵略されたアジア諸国の生活水準より高くしないことを求めていました。これが実施されれば日本の工業力は昭和の初期に戻っただろうと言われるほど厳しい内容でした。しかし、第一次大戦後の巨額の賠償がドイツを疲弊させナチの台頭の一要因となったとの反省に加えて、日本の占領経費を負担していたアメリカは早期に日本の復興を達成する必要に迫られて

いたため、この厳しい賠償取り立てに同意しませんでした。47年12月にはクリフォード・ストライク賠償調査団が派遣され、「第一次軍事施設を除き、原則撤去しない」とこと、日本人の生活水準を、1950年をめどに1935年の水準に回復させる案をまとめます。さらに48年3月には最後のウィリアム・ドレーバー賠償調査団が来て、軍需施設も平和利用できるものは残す、日本の経済復興を重視するという方向に見直しを行います。これによって日本が支払う賠償は、最初のポーレ報告の4分の1以下になり、日本にとっては「事実上の貿易」と言われるほど緩やかな賠償になったのです。

朝鮮戦争のなかで、50年11月、アメリカ国務省が出た「対日講和7原則」では、賠償請求権の放棄をうたっています。サンフランシスコ講和条約の草案では、無賠償の草案がアメリカによって提示されました。まず、イギリスが元捕虜への賠償案を出し、オーストラリアも元捕虜への賠償を要求、フィリピンも異議を唱えました。フィリピンは賠償なくして講和条約の調印はありえない非常に強行な姿勢をとります。そこで出てきたのが条約の賠償条項14条a項の「生産物」と「役務」つまり物とサービスで賠償する方式です。フィリピンは、「役務」という方式に制限することが、賠償要求国を日本の従属的な位置に置くことになる、と反対します。またインドネシアは、400万人の人名の損失と数十億ドルの物質的被害に言及しました。フィリピンはサンフランシスコ講和条約に署名(1951年9月8日)はしますが、国会で批准されるのは56年になってから、インドネシアも署名しますが、国会は条約の批准を無期延期しています。このような賠償を通して、戦後日本は東南アジア進出の橋頭堡を築いていくことになります。

| 捕虜虐待へのこだわり |

一方で、連合国側の捕虜に対する賠償は不可欠とされていました。山下奉文大将がなぜ処刑されたのか、最大の理由は捕虜問題であったと言われています。フィリピン・バターン半島攻略の指揮官であった本間雅晴中将も、オーストラリアで裁判にかけられた西村琢磨中将も捕虜虐待・殺害の罪を問われて処刑されています。戦後間もなくオーストラリア大使をされた西春彦さんは、オーストラリア人元捕虜の強い反日感情に直面しています。

同じように、捕虜問題が戦後の外交のネックになっているのを私たちが知ったのは、昭和天皇が亡くなった時でした。天皇の容態が悪化していた89年秋、ニューヨークや中国のメディアでは、ヒトラーと裕仁を掛け「ヒロヒトラー」という言葉が使われたりしました。その頃、「アジア民衆法廷準備会」という市民運動の人たちが海外の天皇報道を翻訳・紹介していました^{•3}。激しい天皇批判を展開していたのは、やはり元捕虜やオランダの民間抑留者の人たちでした。

こうした元捕虜たちの感情により、オーストラリアとイギリスの主張によって加えられたのが条約の第16条です。日本の在外資産をすべて売却して、それをもとに捕虜に賠償を行うという条項です。オランダとは、これとは別に、しかるべき時期に民間抑留者に対する賠償を交渉するという「吉田——ステッケル交換書簡」が交わされ、56年に1000万ドル(1人あたり約91ドル)を5年間にわたって支払うことで合意しました。

| 講和条約以降の日本の対応 |

日本は東京裁判とBC級戦争裁判を受け入れることを条件に国際社会に復帰できたわけです(サンフランシスコ講和条約第11条)。しかし講和条約の発効後、日本政府は、巣鴨プリズンにいる人たちは国内法上の犯罪人ではないという通達を出し、その年の秋の総選挙では、巣鴨プリズンで不在者投票が行われています。巣鴨プリズンでは新聞も見られるし、管理が日本に移ってからは家に帰ったり仕事に行くなど出入りも「自由」になっていました。BC級戦犯を犠牲者とみる同情論が戦争裁判批判の一つの土壌を形成していきます。国内では講和条約

第11条は次第に形骸化していきます。

こうしてみていくと、サンフランシスコ講和条約による戦後体制は、侵略戦争の戦争責任を問われた戦争裁判のなし崩し的解体です。賠償も、その後の準賠償を含めても日本人1人当たり1万円弱という計算になります。それも高度成長で経済が上向きになってきた段階で支払っていますから賠償の負担感がほとんどなく、しかも経済協力方式ですから日本が恩恵を被っていく。講和条約の翌年に軍人恩給が復活しますし、条約発効直後の4月30日には「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布され(4月1日に遡って適応)、戦犯は国内法上の犯罪人ではないということで、その後、戦犯にも適応されています。

| 排除された人々 |

1952年4月28日の講和条約発効をもって、朝鮮人・台湾人は日本国籍を離脱したとみなされました。援護法は4月1日に遡って適応されますが、1日から28日の間はまだ朝鮮人・台湾人も日本国籍をもっていましたので対象になります。そこに「付則第二項」で「援護法の対象者は戸籍法の適応を受ける者に限る」としたのです。旧植民地の人たちは日本に本籍をもつ内地戸籍とは別に外地戸籍(朝鮮戸籍、台湾戸籍)に登録されていました。「戸籍法」というのは内地戸籍を指しています。つまり「戸籍法の適応を受ける者に限る」ということは、朝鮮人・台湾人は、「援護法」から排除されていました⁴。

サンフランシスコ講和条約と同時に締結されたのが日米安保条約でした。講和条約でアジアへの賠償を切り捨て、安保条約で沖縄を切り離した。このようにして主権回復後の日本の枠組みがつくり上げられました。これはまた、東京裁判やBC級戦犯裁判で問われた日本の戦争責任のなし崩し的な解消の過程でもありました。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

05

被害者意識ともう一つの戦後

| 被害者意識と戦後 |

私もそうですが、おそらくほとんどの日本人には、被害者意識はあっても加害者意識はなかったのではないかでしょうか。戦争は、飢えと空襲、そして原爆という被害体験だろうと思います。そういう私たちに、加害者としての日本が見えてきたのはベトナム戦争の頃からで、ベトナム戦争に反対する市民運動のなかで、アジアの人々の「顔」が見えてきた。被害者としてだけでなく加害者であった日本をみていこうとする視点が定着していったと思います。同時にその頃は日本企業の東南アジア・韓国進出の時期でした。

1941年生まれの私は、日本の戦争そのものについてほとんど知らない。占領下で触れてはいけないことで、学校でも教えない。軍歌なども「ああいうものは歌ってはいけませんよ」と言わっていました。私の父は病気で戦争には行きませんでしたし、家も焼けていない、御真影もいつの間にかゴミ箱に捨てたという感じでした。

日本軍の捕虜虐待の責任について聞いていくと、多くの場合、元日本兵や朝鮮人軍属に捕虜を虐待したという自覚はなく、「死んでしまった」と言う。私は「日曜談話室」という講演会で、日本がこれだけの人の命を殺したと話したときに、「殺したのではない。死んだんだ」と反発を受けました。銃剣で刺殺したのではなく、食糧が支給できない、医薬品がないなかで多くの捕虜が衰弱して死亡していく、これは殺したのではなく死んでしまったのだという意識です。ドイツ

4 | BC級戦犯を含め、戦中日本人として従軍した朝鮮人兵士たちと戦後補償問題については、内海愛子『朝鮮人(皇軍)兵士たちの戦争』(岩波ブックレット、1991年)ほかを参照。

の場合は、ガス室にユダヤ人を送って、計算して計画的に一つの民族の抹殺を図ろうとした。日本の場合はもっと曖昧で、25–30万人の捕虜のうち、アジア人捕虜を解放しても12万を越す捕虜と9万人にもおよぶ連合国民間人を抱えて、彼らを食べさせられなかつたし、病気をしても医療品を支給できなかつた。それが「死んでしまつた」とは認識しても殺したとはとらえないと正義の立場に立つた上で、第二次大戦中に重大な不正義が日系米国人に対して行われたことを認めることはできます。損害賠償と心からの謝罪を申し出る法律の制定で、米国人は言葉の眞の意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な責任を新たにしました。みなさんとご家族の将来に幸いあれ」

ドイツは戦後さまざまな謝罪と賠償を行ってきました。アメリカも、日系人の強制収容に対して1990年にジョージ・ブッシュ大統領(父)が謝罪文^{•5}と2万ドルを支払いました。あの謝罪文はみごとな内容で、米国の行為を歴史の汚点として認めて謝っている。「慰安婦問題」が起きたとき、アジア女性基金などつくらずに、政府がきちんと謝罪して補償するという筋道をつければ今日のような混乱は起つていなかつたでしょう。河野洋平官房長官(当時)は一応、謝罪しましたが。

なぜ日本は謝罪しないのだろうか。その要因として、東南アジア占領と植民地支配に対する加害の認識が私たちにきわめて希薄であったこと、官僚機構は「天皇の股肱」(天皇の手足)ですから、官僚は無謬性の上に行動しており、ここに天皇制の問題があります。もう一つは先ほど戦争捕虜の扱いで触れたように、問題への無関心、無自覚、そこから結果への無責任があるように思います。過ちを犯したとの自覚がないところに反省の気持は生まれません。

政府は25–30万人の捕虜を抱えた時、陸軍省軍務局に捕虜管理部をつくるのですが、予算もほとんどつかなければ、担当者は他の仕事と兼務です。権限と予算がほとんどないところで大量の捕虜の管理が充分にできるわけがない。東京裁判やBC級戦犯裁判の証言でもそうですが、ほとんどの人が、一生懸命やつたけれども食糧がなかったから仕方がないと言う。強制労働については「上からの命令だから」となっています。そのような行為の上に、どうして反省や謝罪が生まれてくるのか、考えさせられることです。

| 朝鮮人軍人・軍属と日本の戦後処理 |

戦後、インドネシアの独立戦争には日本人、朝鮮人が参加して亡くなっています。そのためインドネシアでは、資料を精査し証言をとつて確認された人を、毎年、独立英雄として国立英雄墓地に埋葬しています。1975年には3人の日本兵が独立英雄になりましたが、その時埋葬された一人が梁川七星(本名|梁七星)という人です。ある人が「変な名前でしょう、あれは朝鮮人だ」と言うのです。「遺族には連絡をとつたのですか」と聞くと、他の2人の日本人には連絡をとつて分骨の手続きをしているのに、「いや、朝鮮のどこか分からぬ」と言う。軍歴証明書があり本籍地も分かるのですから、連絡しようと思えばできるし、ジャカルタの韓国、朝鮮の大天使館は日本大使館の目と鼻の先にあって、係官が「今度こういう本籍の人がインドネシアで独立英雄になります」と電話一本入れれば、彼らは遺族に連絡を入れるでしょう。しかし何もしないのです。インドネシア側は分骨用の箱を3つ用意していましたが、1つは空箱で放置されました。それを見て、これが、海外で死亡した朝鮮人への取り扱いなのだろうかと疑問を感じました。それから2年後、『季刊 三千里』という雑誌のコラムにこのことを書いたところ、読者の一人から、それは私が搜していた甥だとの連絡がありました。韓国に連絡をとつたところ妹さんが生きておられることが分かつて、1978年、初めて韓国を訪ねていきました。植民地下の朝鮮からは強制労働以外に軍人・軍属としても約36万人が動員されています。

戦後は日本と同じように復員列車が入りました。復員者は広島の宇品^{うじま}でいったん復員手続きをしてから釜山^{ボンサン}に上陸して、復員列車で自分の故郷へ行きます。梁さんの母親は、戦後、復員列車が入る度に全州^{チョンジュ}の駅で自分の息子が帰るのを待っていて、それは復員列車が最後になるまで続いたそうです。戦後日本では、舞鶴港で息子を待つ母親の姿がヒット曲「岸壁の母」にも歌われて、戦後風景の一つとなっています。韓国にもそうやって復員列車が来る度に戻らない息子や夫や父親を捜している家族がいたことを、私はその時遅まきながら痛感しました。

今年も、強制連行され日本で亡くなり、各地の寺院などに収められていた人たちの遺骨を、遺族に返す市民の活動がありました。そのなかで遺骨もなく、死亡通知も出でていない韓国人がたくさんいる事実が分かってきました。林孝順さんから「私のお兄さんの生死を確認してください」と言われて厚生省に書類を出したことがあります。林さんのもとに、あなたのお兄さん(林龍澤さん)は昭和20年1月9日に台湾で死亡しています、との通知がきました。きちんと資料があって分かっているのに、日本人として戦った人の死亡通知が戦後50年経って、しかも聞かれてからようやく遺族のもとに届く、いったいどういうことでしょうか。

| 戦後補償裁判とその意義 |

こうした日本の戦後処理のあり方が問われているのが、1990年代以降に数多く起こされた戦後補償裁判であると思っています。

90年代にアジアからの戦後補償の要求が次々出てきたのは、出るべくして出てきたと思います。とくに韓国では厳しい反共政策と軍事独裁政権のなかで、そのような要求は出せなかつたし、ましてや軍人・軍属は「対日協力者」と見なされて負の経験ですから沈黙を守っていました。台湾の場合は、戦った相手である蒋介石の国民党が政権をとっているので、彼らも沈黙を守らざるをえませんでした。

戦後補償裁判は、お金がほしいということではなく——もちろんお金を必要としている方もいると思いますが——、自分たちの戦争被害を訴え、謝罪してほしいという思いが共通してあるのです。現在80余りが行われているこうした戦後補償裁判によって、初めて私たちは日本の侵略戦争や戦後処理の全体像を考える契機を与えられてきました。裁判を通してアジア諸国の戦争被害者たちと交流が行われ、多くの人たちの証言によって、これまで見えていない戦争の全体とその戦後が見え始めたのです。ですから個々の裁判が勝ったか負けたかも重要ですが、そこで何が議論され、どのような資料が提出され、証言が記録されていくのかが重要です。私自身も一つの戦後補償裁判に関わりました。

このような運動を30年一緒にきてても、占領され支配された側とした側と、ある一線からは越えられない断絶があることを思い知らされる時があります。私たちは、BC級戦犯の人たちの裁判を支援しました。最高裁で敗訴したのですが、その後、「旧植民地出身者の戦後補償」に関する法律をつくろうと考えました。日本政府の認識では、韓国は植民地ではないとされていますから、法律では「植民地」という言葉を使っていない。それを植民地支配であったことを明らかにする意味で、「植民地」という言葉を使った法律ができるることは画期的だと考えたのです。ところがそれを見た当事者たちから「この法律は絶対にイヤだ」と言われたのです。創氏改名や朝鮮語を使わせなかったといった朝鮮総督府の政策もありましたが、それ以上に、日常のなか日本人が理不尽に振舞って朝鮮人をバカにする、その体験が「植民地」という言葉に凝縮されている、この言葉を日本政府が使ったときには、あの時代がよみがえってくる、これは理念ではなく感情の問題だと彼らは言います。1年ほど話し合いましたが、結局その法律は出すことができませんでした。

強制連行された中国人労働者たちが抗日運動を起こした花岡事件で、私たちは彼らに対する扱いがいかに酷かったかを聞きますが、その家族のことはほとんど知りませんでした。ある家族は父親を突然連行されて稼ぎ手がいなくなり、残された家族は乞食をしていたそうです。私たちが招待した人は、碑文に自分の父親の名前を見て号泣しました。彼女は父親がいなくなつて学校にも行けなかった。私とほぼ同年代の彼女は、そこで父親が死んだ事実を確認したと同時に、戦後50年自分がいかに苦労してきたか、その苦労の原因が「こいつらだ」という思いをもったのだろうと思います。「従軍慰安婦」の問題にしても、私たち証言を聞く側がどこまで想像力をもって彼女たちの思いを聞いていくのか、占領地で日本人が何をしたのか、そこには私たちが何回聞いても理解できない部分があると思います。被害者との間には深い断絶があるとの認識をもつていかなければならないが、同時にいかに橋を架けるのか、その努力を続けていくことが大切だと思っています。そうでないと理解したつもりになってしまふ危険がいつもあります。戦後補償裁判は、そうした断絶に少しでも橋を架けていくものであると思います。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

BC級戦犯として裁かれた人たちのなかにはキリスト者がいました。オーストラリアでの捕虜虐待の責任を問われて処刑された片山日出雄海軍大尉^{・6}が熱心なキリスト者であったことは、映画『アンボンで何が裁かれたか』などにも出てくるので、ご存知の方が多いと思います。また朝鮮人BC級戦犯で処刑された趙文相。彼も熱心なクリスチャンで、彼についてはNHKが『趙文相の遺書』(NHKスペシャル、1991年)という番組を制作しています。彼はクリスチヤンホームに育ち英語がよくできたために、捕虜収容所で通訳を担当していました。そのとき捕虜を虐待したというのが彼に対する容疑なのですが、裁判で彼は虐待してはいないと主張しています。「ではお前は本当に捕虜を殴ってはいないのか」と問われると、「ビンタぐらいしたことはある」と言う。ご存知のように、日本軍のなかでビンタなどは殴るうちに入らないという感覚でした。そして「お前は捕虜を手荒く扱ったことはないのか」と訊かれると、「自分は日本軍の命令で捕虜を手荒く扱ったことがある」と言う。戦争犯罪を犯したとは絶対に認めない彼に、裁判長が、「お前は日本軍の命令には忠実なのに聖書の教えには忠実でないのか」と迫る。「軍隊では個人の良心の自由は主張できない」と答えると、「では日本軍の命令には従うが自分の信仰には忠実ではないのか」と畳み掛けられ、最後に彼は「罪を認めます」と証言し、そして処刑されます。「私がやっていないことはズンモ(虐待したとされるアメリカ人捕虜)と神と私のみが知る」。これが彼の言葉です。

私は、戦争犯罪とキリスト者が神の前に罪人であるという考えが、戦争裁判のなかに複雑なふたたいで組み込まれているように感じています。

また巣鴨プリズンのなかに、中田善秋さんを中心としたキリスト者のグループがあつて、毎週礼拝をし、『信友』というニュースを出していました。岡本愛彦が演出しフランキー堺が主演した『私は貝になりたい』の原作となった手記集に『あれから七年』『壁あつき部屋』などがありますが、それらをつくった平和グループもありました。中田さんはこの人たちと親交をもちながら、独自にキリスト者のグループを組織し、機関誌『信友』を出していました。中田さんのグループも平和グループも、その多くは職業軍人ではなく学徒兵や軍属でした。自分たちが加担したあの戦争は何だったのか、自分たちは何を裁かれたのかについて、巣鴨の中で自問自答して勉強しています。アメリカが管理していた時期の巣鴨プリズンでは、申請すると国会図書館から本を取り寄せてくれたので、マルクスや毛沢東から文学書や哲学書までいろいろな

6 | 片山日出雄については、「元・海軍大尉片山日出雄 BC級戦犯処刑までの日々」(『百万人の福音』2006年8月号)ほかを参照。

本を読んでいました。GHQの法務局長が、「巣鴨の中にアカがいる」と警戒しています。GHQが警戒心を抱いたアカとはこの平和グループの人たちです。彼らは、戦後の日本が、自分たちが加担した戦争を反省することもなしに民主主義になだれ込んでいくことに疑問を投げかけ、日本の侵略戦争が何だったのかを論議し続けています。中田さんはキリスト者の立場からこれら平和グループと一緒に議論し、交流を続けていました。こうした人たちのことについてはこれからもっと研究されていく必要があるでしょう。

中田先生は私に当時の関連資料を寄託してくださったのですが、その時に、「BC級裁判が不当だとか冤罪だとか言う人がいるけれども、確かにそういう面もあるかもしれないが、それだったら裁かれなかった日本の戦争犯罪がどれだけあるのか、そういうことも踏まえなければダメですよ」ということを言われました。

あの時期に行われた裁判がすべて正しいとは思いません。片山日出雄の裁判、またアンダマン・ニコバル諸島で処刑された木村久夫⁷⁾の裁判には多くの問題があるでしょう。しかしそれだけが取り上げられてEC級戦犯裁判を否定するのは間違いだと思います。アメリカの戦争犯罪の追跡は、「ここまでやるか」と思うほど凄まじいものです。米軍が捕虜を解放すると、まずその場で、起こったことについて証言をとっています。加害者が忘れてしまっていることでも、記録されて提出されています。多くの場合、何があったのかなかったのか、事実関係はかなり調査されている。問題は、何をもって「戦争犯罪」とするのか、その責任は誰に、どこにあるのか、誰にとっての戦争犯罪なのかという点でしょう。その点で、あのBC級戦争犯罪を私たちは調査研究していく必要があります。2244件、5700人が裁かれていますが、その一つひとつの状況が違います。それを精査していくことが、これからしなければいけないことだろうと思っています。

鶴見俊輔さんが「戦争について、いい歴史書や文学作品ができるには百年かかる」と言われたことがあります。それを聞いた時は「百年？ 先生、私生きてないし」などと言って笑っていたのですが、実際、トルストイの『アンナ・カレーニナ』や『戦争と平和』は百年ほど後に書かれています。すでに戦後60年が過ぎてアメリカや日本の戦争犯罪に関する資料がどんどん公開されるようになっています。しかもまだ戦争を体験した方たちも生きて証言を語り続けている。それらを突き合わせて書けるのはこれからの人たちです。これからは、もっと多様な人間の生き様と語りをふまえて、戦争の記憶をもっと豊かにし、記録していくなければならない、それを今多くの人がしているのだと思います。

[Discussion]

● | 参加者の発言

内海——趙文相が問われたように、キリスト者は、キリスト教的な意味での罪と戦争犯罪の関係をどのように考えるのか。神の前では罪を犯したが、戦争法規のなかでは無罪と考えるのか。

●——自分がその場にいたらと考えると大変むずかしい。しかしそのことは靖国神社のA級戦犯合祀にも共通する問題を含んでいる。現実には命令を下した人たちに非常に大きな責任があるはずだが、本人やその遺族の多くにはその意識がまったくないことが多い、それが日本人の手で戦争責任をきちんと処理できていないことと深く関わっている。組織的な責任

(今で言えばアカウンタビリティ)と個人の責任が区別され、しかし罪は罪として責任の所在を明らかにしていく必要がある。そのためにも資料による研究の積み重ねが必要だろう。

内海——今、裁判記録がどんどん開かれてきているので、そうした作業が進んでいくだろう。以前、捕虜収容所長をしていて戦犯になった人のお孫さんが、資料を見たいと言われたので、アメリカの公文書館に同行したことがあるが、自分の優しいおじいさんがこのようなことをしたのかとショックを受けておられた。そのように家族としての姿と公的な場での責任、その落差を遺族が真正面から問いかけることも行われている。

●——西ドイツのプラント首相はワルシャワのゲットーの前で跪いて謝罪した。それは政治家のパフォーマンスという面もあるだろうが、そうしたことも含めて被害者は感情的に癒されるプロセスを必要としているだろう。しかし、ドイツの戦後処理では敵味方がはつきりとしていたが、日本の場合、アジアを植民化している西洋列強と戦うという大義名分のなかで、植民地化された人たちを戦争に参加させ、彼らを踏み台にして列強に向かっていったという構造があり、ドイツの場合よりも問題が複雑になっている。

内海——私は、植民地問題を視野に入れないとアジア太平洋戦争の全体像は描けないと考えている。戦争のスローガンは西ヨーロッパからの「アジア解放」であった。中国では、汪兆銘ワオチヤオミンを中国の正当な政府と認めることで、日本は宣戦布告をしない。フィリピンやインドネシアでも親日政権を擁立して、「植民地からの解放」を実態的に見せていく。そのプロパガンダに日本人は乗せられていくが、占領の目的は資源の確保であった。この事実は占領された側には3年余りの体験を通じて見えてきていた。日本の「スローガン」と「実態」の乖離を経験しながらも、日本占領をどう独立に利用していくのか、民族独立運動家たちはしたたかに計算している。8月17日、インドネシアは独立を宣言し、武器引き渡しを日本軍に要求しているが、こうした動きに陸軍は反対している。そのなかで武器をインドネシア軍に渡し、先ほどのように独立軍に参加した人たちもいる。その動機はさまざまである。戦犯追求から逃れるため、好きな人がいた、民族独立の大義に殉じた人もいるだろう。こうした植民地問題をふまえて日本の戦争犯罪を考えることは、東京裁判やBC級裁判でも行われていない。私は戦後補償裁判が戦争の全体像を明らかにするとともに、新たな歴史認識を形成していくと考えている。

被害者感情の癒しということでは、ジョン・ダワーが、戦後日本は戦死者の追悼とナショナリズムを切り離してきちんと戦後処理をしていけるはずだったのに、そうしたことができる人がいなかったと語っている。

海外で死んだ240万人のうち116万人の遺骨は日本に還っていない。なぜ遺族が怒らないのかとすると、そこに靖国神社の機能があって、遺骨が還らなくても魂が靖国に還っているというフィクションに遺族が取り込まれていく。インドネシアのビアク島の洞窟で遺骨を見たとき、これが兵士の死に様かと思った。このような死を兵士にせまる戦略を立てた高級参謀たち、有名な辻政信、牟田口廉也、富永恭二、服部卓四郎——かれらは何の咎めも受けていないし、国民も追及してこなかった。被害者意識すら不徹底だったのでは……。被害者意識の徹底の先にアジアの人たちの加害者への憎しみが見えたとき初めて両者の視点から戦争が見えるのではないか。その意味で、被害者と加害者を分けずに、その両方が見えるような戦争犯罪の追及と戦争体験の語りをしていくべきだと思っている。

●——被害者意識が弱いのは、被害を受けた人への共感の念が弱いということだろう。戦後の靖国反対運動の限界は、反対は称えたが、靖国に向かってしまう遺族の哀しみに共感する力をもたなかつたためだと感じている。

内海——同じことがBC級戦犯裁判にも言える。戦犯たちには不当な裁きを受けた思いがあったが、日本の平和運動は「あいつらは戦犯」ということでその訴えを聞く耳をもたなかつた。

中田先生は、「きけわだつみのこえ」のわだつみ会などにメッセージを送っているが、ほとんど実を結ばない。そこで一部の人は共産党入党するが、六全協(日本共産党第6回全国協議会)の方針転換により、党員資格再審査ではねられてしまう。戦犯たちが懸命に考え訴えてきたことが、政治闘争や平和運動のなかでは、その思想も思いも引き継がれていかなかった。

●——平和運動も組織防衛やイデオロギーの盲信(原理主義)になってしまふ。なぜそうではなく市民が結集できないのか。私たちは小さな意見の違いで分裂するのではなく、友愛によつて協働する市民的公共性を醸成するエースをつくらなくてはならないだろう。

●——国民的に追悼が必要だと思うのは「記憶」を絶やさないcommemoration(共に記憶する)ことが必要だからだ。過去を場所的に見えるかたちにしないと次の世代には何があったのか分からなくなってしまい、イデオロギーとして再生したナショナリズムに結びついてしまうだろう。

内海——今の話には「和解」の問題への答えが含まれていると感じる。私たちPOW研究会(POW Research Network Japan)では、元捕虜との交流を続けている。日本の市民が協力し、時にはかつての加害者も参加するなかで、元捕虜たちはようやく過去の思いから解放されていく、そうした人たちを見てきている。

●——慰安婦問題などで、被害者の証言が“捏造”されていると主張されることがあるが、証言をどのように扱うのか。

内海——グループで旅行をしたときなど、同じ場所に行っても何を記憶するかは人によって皆違うし、同じ出来事について微妙なズレがあるのがふつうである。人間の記憶は曖昧などころがあるので、証言を利用する場合は極力、資料と突きあわせ、出典を明らかにして引用したり、時には逆の証言を付けるなどしている。しかし被害の記憶というのは非常に鮮明で、細部にわたっている。戦犯の人たちの聞き書きをしていると、自分のしたことはほとんど記憶していないが、被害者であった捕虜の側は、何月何日に、何を使って殴られたかまで細かく覚えている。加害者が記憶していないことも被害者は覚えている。「慰安婦」の証言は、その強烈な体験から記憶も鮮明であるが、証言は繰り返されているうちに、他者の証言や体験が自分の記憶と錯覚されることはある。「慰安婦」の人たちだけでなく、元兵士や戦犯の人たちの証言にも同じようなことが言える。しかし、だからといって証言が“捏造”されたのではなく、これは証言を聞く側が資料などとつけ合わせながら、その“錯覚”を是正していく必要がある。60年が経過するなかで、今は被害者の証言に曖昧な部分と妙に鮮明な部分とが入り乱れている状況もある。聞き書きと資料、記録をつけ合わせながら、何があったのかとにかく事実を見ること、事実を見てそのなかから考えるようにしていきたいと思っている。

慰安婦問題と公共性

アジア女性基金とNHK番組改変問題をめぐって

東海林路得子

現在、VAWW-NET Japan、矯風会ステップハウス^{•1}などの働きに携わっています。今までさまざまな活動の現場で働いてきた人間で研究者ではありませんが、自分の仕事をキリスト者の立場からどう位置づけるかはいつも考えてきましたので、ここでは私の活動に関わりのある2つの事柄を取り上げながら、そのなかで感じてきたことをお話ししたいと思います。

一つは「アジア女性基金」と公共性についてです。これは間もなくアジア女性基金の活動が終了しますので、私にとっても良い総括になると思います。もう一つはNHKの番組改変問題についてです。こちらは、私が現在裁判の原告の一人となっていることもあり、同じ日本軍「慰安婦」問題や公共性に関わりますので、この2つを取り上げたいと思います。

I | アジア女性基金

女性基金の成り立ちと経緯

1990年代に入って韓国では、かつての日本軍による「慰安婦」制度について真相究明と問題解決を求める声が高まりを見せました。その背景には80年代後半の韓国の民主化や、韓国警察による性暴力事件、妓生観光への韓国政府の支援に対する批判の高まりなどがあります。それに対して90年6月に日本の国会で当時の労働省局長が、「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れ歩いた」としてその存在を否定する答弁を行いましたが、それをテレビや新聞で見た元慰安婦の金学順さんが、それでは自分が名乗り出ようということで、かつて「慰安婦」とされていたことを実名で明かされました。金さんは他の仮名で元慰安婦であったことを公表した方たちとともに来日して全国で自らの慰安婦体験を証言し、それがマスメディアでも大きく取り上げられました。そのため、政府も急遽、厚生省(当時)などを中心にさまざまな調査を行うことになり、その結果、93年に出されたのが現在「河野談話」として知られている河野洋平官房長官(当時)による見解で、日本政府が、日本政府・日本軍の「慰安婦」制度への関与を認めて初めて公式に謝罪したものです。

その後、とくに韓国・台湾からの追求や、各地で慰安婦関連の裁判が起こされるといった動きのなか、社会党の村山内閣が成立したことを機に、和田春樹先生(東京大学名誉教授)、大沼保昭先生(東京大学教授)らが勢力的に働きかけて95年に生まれたのが「女性のためのアジア平和国民基金」(通称「アジア女性基金」)^{•2}でした。

基金の内容は、「慰安婦」個人への補償は日本の市民から集めた募金で賄い、医療・福祉支援事業としては外務省の予算から支出するという2本立てになっていたのですが、これは、謝罪と補償に反対の自民党と補償を要求する野党の両方に顔を向け、半分は補償の性格をもち半分はもないようにするという、非常に曖昧な性格をもっていました。社会党の人たちや和田先生らの考えは、「日本の加害者性を認めない勢力は強く、日本政府が公式謝罪と補償を行うことはむずかしい、一方、元慰安婦はどんどん高齢化し亡くなっていくなかで大急ぎで補償をすべきだ」というものだったと思います。

しかし、韓国・台湾を中心とする慰安婦の方や支援者たちは、真の謝罪ではなくお金で解決

1 | VAWW-NET Japan(「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク): 1997年、東京で開催された「戦争と女性への暴力国際会議」(20カ国40名が参加)をきっかけに国際的連帯としてのVAWW-NET(Violence Against Women in War-Network)が発足し、翌年、国内組織としてVAWW-NET Japanが結成された。武力紛争下における女性への暴力の問題(沖縄などの米軍基地周辺に住む女性への暴力を含む)の調査・支援・防止への取組みを行っている。

矯風会ステップハウス:さまざまな理由で居所を失った女性のための短期宿泊所。財団法人日本キリスト教婦人矯風会が2000年に創立。2004年度、第2回読売ブルデンシャル福祉文化賞大賞受賞。

2 | 2007年3月末をもって解散。

を計ろうとしているとか、日本政府が補償を避けようとして基金をつくったなどと見なして、大きな反発が起こりました。その結果、国による謝罪と補償を訴えてきた運動体と、現状ではこれ以上は無理なので多少でも償い金を渡すのがよいと考える人たちと、日本の女性運動が2つに別れるという悲劇的な事態となり、それは今日まで続いています。また和田先生たちからは、私たちに対して、現実に慰安婦の方々は非常に貧困ななかにあるのに観念的な反対論でその状況を見捨てておくのか、日本政府に当てのない補償を求めて亡くなっていくのを見過ごすのかという批判もありました。とくに韓国の支援団体である挺身隊対策協議会に対しては、被害当事者に受け取らないように説得したとして、韓国ナショナリズムの象徴的存在であると非難し続けています。

基金実施後の実情

アジア女性基金が実際にどのような働きを行ったかをみてみます。

償い金として支出されたのが13億円ですが、うちODAや外務省を通して支援されたお金が4億円、市民からの寄付金が約5億6500万円で、その他国庫から3億円が支出されました。加えて運営費として42億円が支出されています。基金の最終報告では、フィリピン、台湾、韓国の285名に、1人200万円の償い金を渡し、医療・福祉事業を実施したと報告されています。しかし韓国と台湾では政府自体がこれを認めず、それに匹敵するお金を自国政府が慰安婦の方たちに渡しましたので、結局285名の90%以上がフィリピン人であるということになります。フィリピンでは多くの方がこのお金を受け取りましたが、1人の女性は、これが日本政府の補償金ではないことから、添えられた首相の手紙を拒否しました。それに対して「基金」側が、それならば償い金は渡せないと言ったため、結局、手紙を受理して償い金を受け取ったということもありました。この3カ国には、97年から2002年の5年間で事業が終了しました。ただし、2003年になって、韓国の独立記念研究所が慰安婦800人のリストを発見したのですが、800人のうちごく少数の方たちしか住所が分からず、その人たちへの補償が未解決となっています。また2005年のアジア女性連帯会議では、アジア女性基金からお金を受け取ったフィリピンからも参加があり、受け取った人も受け取らなかった人も、「基金」のやり方には賛成できない、反対であるという声明を出しています。

インドネシアの場合は、相手政府との話し合いで、高齢者社会福祉事業で高齢者ホームを50カ所つくるために10年間で3億8000万円を支援すると約束し、最終的に69の施設がつくれました。しかし、実際にインドネシアで調査を行ってきた吉川春子議員の報告では、調査の時点で入居者に元慰安婦はおらず、彼女らは高齢者ホームに入るよりも家族と一緒にいることと、一人一人に対する個人補償を希望していることが報告されました。

オランダについては79名に総額2億5500万円(1人約320万円)支出されていて、この費用は全て国庫から支出されています。つまり、オランダについては、全額国からの補償のようなかたちで支給されていて、先述の償い金13億円のうち、国庫からの3億円のほとんどはオランダに渡されているわけです。

上記以外の国々(北朝鮮・中国・東チモールなど)はまったく補償が行われていませんが、それはいずれの国の人たちも国家による補償を希望しているためです。

以上のような元慰安婦への償い事業と並行して、日本軍「慰安婦」のような問題を繰り返さないための「歴史の教訓とする事業」、女性の人権や尊厳に関する啓発を行う「女性尊厳事業」が行われました。これは先の運営費42億円の一部で賄われ、夫からの暴力の問題や人身売買問題などに関するポスター・パンフレット・ビデオなどが全国のどんなに小さな町村にも送付

されました。また、東京都の主催する講演会などでは、通常なら数万円の参加費を払うような海外から著名な講師を招いたプログラムを無料で開催したり、女性学者やNPOの活動に対する助成金が提供されたりと、私たちの目から見て、よく言えば活発な、別の言い方をすれば派手な活動が行われました。

私が以前「女性の家ヘルプ」^{•3}にいた時、アジア女性基金から2000万円の助成金をあげますという話があったのですが、私はこの基金の成立について非常に疑問がありましたのでお断りをしました。女性への暴力や人身売買の仕事をしている民間施設は、お金がないので喉から手が出るほどほしかったのですが、私たちと同様断ったというところが当時はたくさんありました。しかし一方で、若い女性研究者の調査費用のためにこの助成金が利用されたことも多かったです。それは、アジア女性基金には問題もあるが、慰安婦問題とは別個だから良いではないかということで利用されたのですが、そのようなこともあって女性たちの間でも分裂がありました。

両者の総括

私たちは、慰安婦を支えている韓国挺身隊対策協議会、元慰安婦の方たちが暮らしているナスムの家、台湾婦援会などが強く反対していたことから共同歩調をとって賛成しませんでしたが、私たちの総括としては、償い金の額に地域差別があること、金額は被害者や被害者家族と話し合って決めるべきである点を批判しています。また後からお話を女性国際戦犯法廷の判決文では、オランダには厚く、韓国・台湾はオランダより低い1人200万円で、他の北朝鮮・中国・東チモール・インドネシアは差別されていることを指摘するとともに、ドイツの例のように補償額は被害者と話し合って決めるべきであると述べています。

基金の事務局長代理を務めた和田先生は、日本で反対した人たちがいたことで、韓国・台湾の被害者が受け取りにくくなったり、また、被害者たちを分裂に導いたと言っておられます。韓国でもお金を必要としている被害者の方がおり、実際に受け取った方も何人かおられたのですが、その方が反対する被害者たちから非難されたということもあります、被害者同士の分裂を招いたのは事実です。しかし、韓国・台湾の場合は、政府がそれなりのお金を出したので貧困という問題からはある程度免れることができました。同時に和田先生は基金の総括をされた手紙のなかで「韓国と日本の間では、国民的な和解のための望ましい貢献にはならなかったと認めざるを得ない。この結果については責任を感じている。アジア女性基金は、軍隊慰安婦問題では、韓国人との和解に接近できなかった」と言われています。

一方、上野千鶴子さんは次のように述べています。「他方、国民基金の『玉虫色』を批判するなら、それに対してはほんもののNGOによる民間基金を対置すべきであった。そして市民ができるることは『支援』と『連帯』までであり、国家に代わって『謝罪』と『補償』はできないから、市民が市民の責任を果たす代わりに、国家は国家の責任を果たすべきだ、と迫ることができれば、どんなによかっただろうか。それをいったんは夢想し、かつ挫折したわたし自身を含めて、そのような運動を実現することができなかった日本の女性運動の非力さに、わたしは痛恨の思いを抱いている」^{•4}。しかしながら、「支援」と「連帯」の輪はすでに出来ており、「謝罪」と「補償」を求めていたのに対し、いきなり話し合い抜きに「基金」が設立されたことが混乱と分裂を招いたことも事実です。

私たちの気持ちとしては、それぞれの国の人たちと反対を貫いてきましたが、毎年、とくに冬に何人も被害者が亡くなっていくのを前にして、これでいいのかという気持ちはぬぐえずにいます。こうしたなかで私たちは、3野党が出している個人補償法案^{•5}を早く実現すべきである

3 | 女性の家ヘルプ HELP(House in Emergency of Love and Peace): 1986年、財団法人日本キリスト教婦人矯風会が創立100周年を機に設立した、国籍・在留資格を問わない女性とその子ども達のための緊急一時保護施設(シェルター)。日本語、英語、タガログ語、タイ語、スペイン語による電話相談も行なっており、その活動により1990年に第4回「東京弁護士会人権賞」を、2002年には「朝日社会福祉賞」を受賞している。

4 | 上野千鶴子「アジア女性基金の歴史的総括のために」(『生き延びるために』の思想——ジェンダー平等の翼)岩波書店、2006年)

5 | 「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」。2000年4月に民主党より提案され、その後民主党・社民党・共産党により繰り返し国会に提出されている。

という運動を継続しており、また、2005年8月に「女たちの戦争と平和資料館」^{•6}を発足させ、慰安婦問題を後世に伝える仕事を始めました。これは2000年12月の女性国際戦犯法廷の判決文の最後のところで、教科書で教える、資料館で後世に伝えるといった提案があったことを受けて、そのうちの一つを何とか発足させたのですが、被害者たちからは「日本人は信頼できないと思っていたけれども、とても信頼できる人もいる」と喜ばれました。

ある被害者は現在80歳を過ぎましたが、補償はきちんとすべきであるとして、200年でも生きて反省を求めると言っています。また韓国挺身隊問題対策協議会の水曜デモは2005年3月に700回を越えましたが、それでも補償が実現しないなかで「つぼみのまま花を咲かせることができないハルモニに花を咲かせたい」と支援者が花を咲かせた植木鉢を持参して大使館前に飾り、「いつまでもさなぎから出られないでいるハルモニたちをさなぎから出して、蝶にしてあげましょう」と黄色い蝶の上着を着せてデモをするなど、悲しみや絶望を乗り越えた精神力で、未だに要求を続けているというのが実情です。そういう人たちがいる以上、私たちもともかく一緒に運動を続けていこうと思っています。

II | NHK 番組改変問題

Emergence
創発
Volume XII
number 01

この事件は報道などで伝えられているように、NHKのETV2001シリーズ「戦争をどう裁くか」(2001年1月29日-2月1日の4夜連続放映)の第2夜目、女性国際戦犯法廷を取材した「問われる戦時性暴力」が、NHK上層部の指示により放映直前、数度にわたって改変され、当初の企画の主旨とは掛け離れた内容で放送されたというものです^{•7}。

女性国際戦犯法廷の経緯と目的

15

「女性国際戦犯法廷」について簡単にご説明すると、この法廷(正式名称「日本軍性奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷」)は、先のアジア太平洋戦争(1931-45年)における日本軍による性奴隸制(慰安婦制度)について国家および個人の責任を問うために2000年12月8-12日に東京・九段会館ほかで開かれた民衆法廷です(8-10日が法廷の審理、11日は現代の戦時性暴力の被害者の証言を聴く国際公聴会、12日は会場を日本青年館に移して判決概要の言い渡し、最終判決法廷は2001年12月にオランダ・ハーグで開催)。この法廷は、VAWW-NET Japanの松井やより(故人)が加害国の責任として構想したものを1998年にソウルで開かれたアジア女性連帯会議で提案、それに賛同した各国の市民や団体で構成された国際実行委員会^{•8}が主催して開催されました。なぜこのような裁判が開かれたのか、そしてなぜ国家機関による裁判所や国家間で設置された国際裁判所のような公的な性格をもたない民衆法廷で行われたのかについては、次のような背景があります。

第一は被害者たちの声です。日本政府がくり返し否定するのを聞いた金学順さんが、91年に名乗り出たのをきっかけに起った慰安婦問題の運動のなかで、元慰安婦の人たちから自分たちの名誉と人権回復のための責任者の処罰や補償を求める声が上がってきました。そのなかには「責任者を処罰しろ——平和のために」というタイトルの絵を描き97年に亡くなった姜徳景さん(カンドクジョン)のような方もおられます。しかし日本の裁判所は大半の慰安婦訴訟に対して請求棄却という門前払いのかたちで事実の解明や責任問題に踏み込みません。また98年には国際刑事裁判所(ICC)規程が採択され、そこでは戦時下の性的暴力が「人道に関する罪」とされ、時効が適応されない犯罪として裁かれることになりましたが、それは各国がこの規程を批准した以後の犯罪に関してで、過去の慰安婦制度は対象とされていませんでした。こうしたなか、どうしたら被害者たちの声を受け止められるかと考えるなかで後でも述べる「民衆法

6 | アクティブ・ミュージアム 女たちの戦争と平和資料館(WAM):日本で初めて戦時性暴力の被害と加害の資料を集めた資料館として、NPO法人「女たちの戦争と平和人権基金」により2005年8月にオープン。この事業により2007年5月、国際バックス・クリスティ(本部ブリュッセル)の平和賞を受賞。(東京都新宿区西早稲田2-3-18 www.wam-peace.org)

7 | NHK 番組改変問題と女性国際戦犯法廷についてのVAWW-NET Japan側による詳しい資料は、同団体のホームページ(<http://www1.jca.apc.org/vaww-net-japan/>)、およびブックレット『NHK 番組改変と政治介入——女性国際戦犯法廷をめぐって何が起きたか』(世織書房、2005年)、「消された裁き——NHK 番組改変と政治介入事件』(凱風社、2005年)などを参照。

8 | 実行委員会の構成は、加害国(VAWW-NET Japan)被害国(韓国)の挺身隊問題対策協議会(ほか、フィリピン、中国、台湾、北朝鮮、インドネシアの6カ国の団体)、国際諮問委員会(戦時性暴力に取り組む女性の人権活動家など11名)の三者。

廷」という発想が生まれてきたのです。

第二に戦時性暴力の加害者処罰という国際的な流れがあげられます。93、94年に旧ユーゴやルワンダの紛争地で起こった女性に対する犯罪(殺戮・強姦・強制妊娠、強制結婚など)に対して国際刑事法廷を開いて人道に対する罪として裁くなど、戦時性暴力に対する責任者処罰が国際的な動きとなっていました。97年に東京で開かれた「戦争と女性への暴力」国際会議では、慰安婦の問題に取り組んできた人たちだけでなく旧ユーゴ、ルワンダ、東チモール、カンボジアなど、紛争下の女性への暴力の問題に関わってきた人々が集まり、どうしたら戦時性暴力をなくすことができるのかを話し合いましたが、そのなかで、被害者が沈黙を強いられ加害者が裁かれてこなかったことが犯罪が繰り返されることにつながってきたと指摘され、東京裁判も含めた過去の性暴力の不処罰が大きな焦点になってきました。そして98年には、国連人権小委員会で、女性への戦時性暴力の防止と加害者必罰の原則の確立を提唱した「マクドゥーガル報告」^{•9}が採択されました(付属文書では日本政府に対して慰安婦制度の責任者処罰と被害者個人への国家補償を勧告)。この報告は女性国際戦犯法廷の理論的バックボーンとなりました。

こうした流れのなかで開かれた法廷は、法的強制力はありませんが、前述したように慰安婦制度の真相と日本政府や関わった個人の責任を明らかにして被害女性たちの尊厳を回復するとともに、戦時性暴力の「不処罰の循環を断つ」(マクドゥーガル報告)ことで、今後世界で戦時性暴力が繰り返されることのないようにすることを目的にしました。そのため裁判の途中に1日を設けて、旧ユーゴをはじめとする被害者たちの証言を中心とした国際公聴会を開催し、裁判とともにその全記録^{•10}を残したのです。

この裁判に対しては、[1]…正式な法廷ではない「模擬裁判」である、[2]…「一事不再理」(過去に一度裁かれた事柄は再び裁かない)という法の原則に反する、[3]…被告人、弁護人が不在である、[4]…被害者の証言について証人がいない、[5]…結論ありきの裁判であった、[6]…検事団に北朝鮮の代表者が入っており、北朝鮮が自らを被害者の立場にすることで拉致問題を沈静化する工作の一部であった、などの批判があります。

[1]について、民間の「民衆法廷」というかたちを選択した理由は先に述べたとおりですが、民衆法廷は、B・ラッセル、サルトル、ボーポワールらがベトナム戦争におけるアメリカの戦争犯罪を裁くために開いた「ラッセル法廷」(1967年)という先例があります。これは政府に裁判権を付与された裁判と違い被告の出席の強要や刑を執行する権利はもちませんが、東京裁判などが連合諸国側の国益・思惑に左右されたのとは異なり、「完全に無力で普遍的であるところに、正当性の根拠」(サルトル)があるとされました。元来、市民が生命・生活を法律によって守るための権限が裁判制度に委ねられているわけですが、裁判所がその機能を果たさないと判断された場合、その権限を取り戻し、国家を超えて正義を明らかにするのが民衆法廷であるといえます。

[2]の「一事不再理」については、東京裁判において、韓国・中国・台湾など旧植民地での戦時性暴力はまったく裁かれていませんし、フィリピンなど他の地域の性犯罪もきわめて不十分にしか扱われていませんでした。

[3]の被告人・弁護人の不在については、開催2カ月前に法廷が被告である日本国(森喜朗首相(当時))に被告側弁護人(被告代理人)の出廷を要請していますが、開催直前まで応答がなかったため、裁判官は3名の弁護士をアミカス・キュリエ(法廷助言人)として立て、彼らが日本政府の立場や主張を紹介しました。

[4]被害者の証言を立証する証人がいなかったという批判は現実を無視したもので、性犯罪は現代に至るまで多くは密室のなかで行われ、その加害行為を認定するのは被害者の証言によってしかないことは、日本の今日の法によても認められています。なお裁判では、元日本

9 | 邦訳『戦時・性暴力をどう裁くか—国連マクドゥーガル報告全訳』(松井やより・前田朗訳、凱風社、2000年)

10 | VAWW-NET Japan編『女性国際戦犯法廷の全記録』I・II、緑風出版、2002年

軍人たちが証言しています。

[5]今回の裁判では、旧ユーゴ国際刑事法廷を下敷きにしつつ実行委員会が合意まで2年を費やして「法廷憲章」が作成され、それに即しながら、1941年以前に日本が批准していた国際法にもとづいて審理が行われ、被害者の証言だけでなく、日本軍の公文書資料を含む証拠や過去の法廷などで事実を認定された資料にもとづいて判決が下されました。事前の裁判官会議では「証拠が不十分であれば有罪ではないこともあります」とされていたので、全力で証拠集めが行われたのです。また裁判官や検事は、旧ユーゴ国際刑事法廷前所長ガブリエル・カーカー・マクドナルドさん(米国系アフリカ女性)をはじめ、性・地域・専門的知識と経験などに配慮して選ばれた人たちが務めました。

[6]の北朝鮮の工作であったとする主張^{•11}については、北朝鮮が拉致を認めて問題が社会問題化したのがこの法廷の2年近く後の2002年9月ですから、そもそも的外れです(法廷開催が決まったのはさらに前の1998年)。また北朝鮮から参加した黄虎男氏は、当時北朝鮮の従軍慰安婦被害者の聞き取り調査などを行っていた「従軍慰安婦・太平洋戦争被害者補償対策委員会」の事務局長、鄭南用氏は、歴史学者、国際法学会常務委員ですが、2人は韓国と北朝鮮による「南北コリア検事団」9名のうち2名であり、各国の検事団50名の一部にすぎません。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

番組の企画から改変まで^{•12}

NHKの番組「問われる戦時性暴力」は、最初、NHKの番組制作などをを行う子会社であるNHKエンタープライズ21(以下NEP)が制作会社のドキュメンタリー・ジャパン(以下DJ)の坂上香さんに企画を持ちかけることで始まりました。坂上さんはドキュメンタリーの制作で内外の賞をいくつも受賞するなど高い評価を受けている方ですが、依頼を受けた坂上さんが番組提案票をNHKに提出し、それをNHKは4夜連続シリーズとしてまとめました。これがさらに検討されてゴーサインが出され(正式決定は11月21日の部長会議)、24日に私どもVAWW-NETに提案がありました。私たちは番組提案票の主旨が「女性国際法廷の過程をつぶさに追い、戦時性暴力が世界の専門家によってどのように裁かれるのかを見届ける」というものでしたので、運営委員会に諮ってこれを受け入れることにいたしました。11月の初めから取材が始まつて約1ヶ月、私たちとしては最大限の協力を行いました。法廷には約300人の取材者(うち国外から200人)が来ましたが、静かな状況で取材をしてもらう必要がありますので報道者席は全て2階に設けていたのを、NHKだけ1階で自由に取材できるようにするために、1日半かけて実行委員会の同意を得ました。

ところが報道されてみると、最初の番組提案票の主旨とは大きく異なり、重要な部分がほとんど削られていきました。また放映後に、コメントーターとして番組に参加していた高橋哲哉さん(東京大学助教授)から私たちのグループの松井やより代表に連絡があり、番組制作の中心になっていたNHKの人たちから、若手代議士の圧力があったこと、「刀折れ矢尽きた」と電話をしてきたことなどを知らされました。

そこでNHKに何度か質問状を出すなどし、最終的には裁判に踏み切る覚悟をしたのですが、それは、もしこれが政治の圧力で改竄されたのであれば、1937年の南京事件が起きたときに世界中に知られた南京事件が日本国民には知らされなかつたようなことが再び起きるのではないか、そうしたことが二度とあってはならないと考えたためです。

しかし、関係者が口を閉ざしているなかで政治家の圧力や改竄を明らかにすることは大変むずかしく、有効な証拠がないまま終わるのではないかと思われました。ところが2005年1月14日に、朝日新聞が番組改変に政治家の介入があったことを大きく報じ、翌日にはNHKディ

11 | 安倍晋三・中西輝政「慰安婦も靖國も『朝日問題』だ」(『諸君』2005年3月号)など。

12 | 以下の経緯での各氏の肩書は当時のもの。

レクターの長井暁さんが内部告発の記者会見を行ったことがきっかけとなって、私たちのところにさまざまな内部資料が入ってくるようになったのです。

一審の東京地裁が出した判決は非常に奇妙なもので、制作協力者である私たちの番組に対する「期待権」を認めて請求を認めたのですが、番組提案票を書いたDJがVAWW-NETの信頼を裏切ったということで、DJだけに責任を認めてDJが私たちに100万円の謝罪金を支払うという内容だったのです。けれどもDJは、NHK上層部からの数度の改変の指示に對して、自分たちはこれ以上関われないということで放映1週間前にNHKに取材テープを納品して制作から降りているのです。ただNHKの下請けの仕事が多いDJはその理由を明かせず沈黙を守っていたため、私たちは靴の外から足をかくような状態で裁判をしていました。

この判決に対して私たちは東京高裁に控訴をしましたが、控訴審では、番組のチーフプロデューサーであった永田浩三さんが2006年3月に法廷で詳しい経緯を証言するなど、新しい事実が明らかにされてきました^{•13}。そのようにして分かってきたのはおおよそ以下のようなことです。

2001年1月17日DJが制作した番組は放送半月前のこの時点ではほぼ出来上がり、制作現場の試写では、NHKのスタッフやコメンテーターの方たちも非常に素晴らしい番組だと感動し、このまま進めようという状態でした。

1月19日 吉岡民夫教養番組部長に見せる部長試写を行ったところ、吉岡部長は「法廷との距離が近すぎる」「企画意図と違う」「修正不能」「お前らにはめられた」などと言い、松井やよりのインタビューや昭和天皇に有罪判決が出されたシーンをカットして代わりに海外の報道機関の反響の紹介を加えるなどを指示しました。この頃からNHKには、右翼団体などから番組の放送中止を求める電話・ファックスなどが届くようになっていました。

1月24日 2度目の部長試写では、「ボタンを掛け違えた。このまま出せばみなさんとはお別れだ。二度と仕事はしない」と発言してさらに内容を変更することを指示しました。プロデューサーは非常に苦労して慰安婦問題の歴史を入れるなどしたのですが、DJ側は、今までNHK・NEP・DJが合意のうえで変更してきたにもかかわらず、至上命令として一方的に削除させられることは納得できないということで編集作業から降りると決めたのです。

1月26日 伊東律子番組制作局長が永田さんを呼んで、『歴史教科書への疑問』(日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会編)を見せて、「これを読んだことある?」と言い、本の最後のほうに載っている若手議員の一覧の中川昭一氏のところを指しながら「言ってきているのはこの人たちよ」と言ったのです。

この日、ふだん試写を見ることはない松尾武放送総局長、伊東局長、それに会長のすぐ下にいて国会対策などを担当している野島直樹総合企画室担当局長も加わって粗編試写(本編の前段階として現場で撮ったOK箇所をつないだものの試写)が行われたのですが、その時、松尾氏は「なんだこんなものか、そんなに右翼が騒いでいるようなものではないではないか」と言い、「法廷との距離をちゃんと保ってほしい」「米山准教授の話が難解である」という指摘があつただけだったのでスタッフは安堵感をもつたといいます。しかしその後、伊東局長から法廷に批判的な意見も入れるよう指示があり、秦郁彦日本大学教授にインタビュー出演を依頼しました。

その陰で右翼の動きが非常に活発にあり、26日には日本最大の保守系団体である日本会議が片山虎之助総務大臣に「NHKが公共放送としてふさわしい公正な報道を行うよう」申し入れたほか、27日には大日本愛国党の街宣車6台が乗りつけ、戦闘服を着た30人が西口から乱入してNHK職員が傷つけられる騒ぎになりました。

13 | 「NHK番組改変問題で当時のプロデューサーが語った真相」(『創』2006年7月号)、魚住昭『『政治介入』の決定的証拠』(『月刊 現代』2005年9月号)、魚住昭『国家とメディア』ちくま文庫に再録)ほか。

1月29日夕方、松尾総局長と野島局長が安倍晋三官房副長官に会って帰ってきてからもう一度、松尾、野島、伊東、吉岡、永田、長井の各氏が出席して試写が行われました。そこで野島局長が「全然だめだ」と言い、その後、野島氏は永田、長井両氏を外に出した後、以下の部分を削除するよう野島氏から永田氏に直接指示を出しました。^[1]…日本国と昭和天皇に責任があるとした部分、^[2]…女性法廷をラッセル法廷に匹敵すると積極的に評価した部分、^[3]…海外メディアの反応から日本政府の責任に言及した部分、^[4]…日本政府の責任に言及した部分。それに対して永田さんが削除箇所が多すぎると反論すると、その場で永田さんから出された材料から秦教授のインタビューをさらに増やすことを指示し、永田さんが難色を示すと、「毒を食らわば皿までだ」と言って重ねて指示しました。その時19日、24日には「直せ」「距離を置け」と怒っていた吉岡部長さえも「こんなことはやっていられない」と席を立つてしまつたといいます。

1月30日(放送当日)夕方、修正後に本来44分の番組が43分になった本編集が完成したのですが、伊東局長が海老沢勝二会長を訪れた後、松尾総局長からの業務命令として永田さんに、残っていた中国の慰安婦と東チモールの慰安婦の証言、そして強姦したという2人の元日本人兵士の証言の、合計3分間をカットするよう指示しました。そこで永田さんが総局長室に行き、「慰安婦の方の証言だけは何とか残してほしい」と訴えると、松尾総局長は「放送の責任を取るのは自分だ」と言い、さらに、通常の44分でない40分の状態では明らかに改竄したことが視聴者に分かりNHKが深手を負いかねないと言いましたが、松尾総局長が「責任は私がとる。自分が納得するかたちで放送させてほしい」と言ったため、「奈落に落ちていく感じ」でカットしてできたのが40分という、この番組枠では異例の短さの番組で、それがそのまま放映されたのです。

2007年1月29日の東京高裁控訴審判決では、「NHK幹部が相手の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を忖度して、当たり障りのない番組にすることを考え、改変が行われた」と認定しました。この判決について多くのメディアが、判決文の「政治家が一般論として述べた以上に本件番組に関して具体的な話や示唆をしたことまでは、認めるに足りる証拠はない」という部分から政治家の介入が認定されなかったと報道ましたが、これは誤りです。判決文は「具体的な話や示唆をしたことまでは、認めるに足りる証拠はない」と言っているだけで、政治家からの番組についての発言があったことと、それによって改変が行われた事実は認めているのです。そして「当初の趣旨とそぐわない意図からなされた編集行為で、原告の期待と信頼を侵害した」としてNHKとNEPの両者にもDJと同額の賠償を命じました。この判決に対してNHKは即日最高裁に上告の手続きをとっています。

変質させられた「公共性」

私は今回の裁判に関わる過程で初めて知ったのですが、NHKには戦後、GHQの助言によってつくられた電波管理委員会というものがありました。電波管理委員会は、民間人からなる独立行政機関で、市民、学者などあらゆる種類の人たちから構成された非常に民主的な組織でした。その目標は、長いものに巻かれろという生き方をしてきた日本人を変えることだったといいます。にもかかわらず1949年12月、NHKガイドラインがつくられ、「放送は、公共性の立場から政府の立場を徹底させることに協力するものであるが、編集権は協会に属するものとする」とされるのです。ひじょうに曖昧な内容ですが、要は、政府の立場を徹底させることが公共的、公共性をもつと言っているのです。編集権は協会に属するとは言っても、その協

会が政府の立場を徹底するような方針を取れば、結局は戦前の国家的公共性に戻っていくようになっています。そして52年には吉田茂首相により電波管理委員会が廃止され、現在の政府が介入できるようなシステムに変えられました。ですからNHKは戦後の一時期、戦前・戦中の国家的公共性から市民的視点の公共性をもつように改善されたのですが、それは非常に短い期間であって、再び国家的公共性の方向に変えられていたのです。ここでいう市民的視点とは、「放送を国民のものに」すなわち「知る権利の保障」ということです。

例えば西ドイツ放送は、編集権を企業側と制作側が半分ずつもっており、制作者の思想・信教の自由が保障されています。編集権を半分ずつもっているということは、対等な交渉の場があるということで、制作者がつくったものに対して企業側は直接介入できない仕組みになっているのです。ところが日本の場合、制作者はそのような権利をもっておらず、全面的に企業側、つまり協会がもっている。これは知る権利が保障されていないということです

公共性に不可欠なものは、いと小さき者への視点

Emergence
創発
Volume XII
number 01

20

慰安婦問題について、未だにそれは強制ではなく出稼ぎ、公娼であったという意見が強く、その勢力が政治の中核にいる人たちとつながりをもっています。彼らの発言や運動により、教科書からは慰安婦の文字がほとんど消え、東京都を筆頭に公立学校での君が代賛唱の強制が行われて教師が反対できなくなっています。このようなことが放送などにも影響を及ぼしています。このように謝罪・補償を拒むグループが強力な力をもって存在すると、あたかもそれが一般的な視点のように感じられますし、こうした論調が保守的な新聞・雑誌・マンガなどにより若者に浸透している状況を見ると、力が強く多数であるものが「公共性」をもっているかのような印象になってきます。またアジア女性基金では、戦争での日本の加害性を肯定するグループ、お金を受け取るグループ、拒否するグループに分裂し、さらに後者も、受け取りを拒否するグループと、お金をもらって研究を続けるグループ(慰安婦問題については私たちと同じ考えだが、女性への暴力は別の問題なのでお金を受け取ってもよいと考える人たち)に分裂しました。こうしたなかで見えてくるのは、被害者の側に立つか、そうでないか(あるいは被害者を対象化するか)、によって公共性の内容が大きく異なるということです。

例えば、アジア女性基金の「女性尊厳事業」で、『夫やパートナーからの暴力対応マニュアル』という文書がつくられていますが、最初の頃出されていたものには助けを求める女性が二次被害を受けるような指示がたくさん書かれていました。例えば、被害者が役所に来たとき、役所の人たちはまずこの人がどのよう夫からどのような暴力を受けたか聞いてくださいとか、その人の生まれたときから今までの経過をよく聞くようにとか書かれていたのですが、これは逃げてきた女性たちがさらに自分が悪かったかのように思われる、失望させるような対応です。あるいは、シェルターに逃げたけれど子どものことが心配で家に帰ってしまったとしたら、それは夫のところに戻りたいという誘惑に負けたことになるので二度とシェルターに戻ってきてはいけないとも書かれていて、子どもを置いてきたことに罪悪感をもっているのに、さらに家に帰ったことで罪悪感をもたせることになります。このようなマニュアルが全国の自治体に配られ、自治体はこのマニュアルを使って受け入れていたために、逃げ込んだ被害者たちがさらに傷つけられ悲しい思いをして私たちのシェルターに来るということが起きました。これは基金側の姿勢がいかに被害者の側に立っていないかという一例です。

ですから、和田先生たちが本当に被害者たちの立場に立っていたのなら、とりあえずお金で解決するというのではなく、村山内閣の時にもっと法的な解決を実現することに力を注いでほしかったし、すべきであったと思います。しかし早く貧困を解決しなければいけないという

ことで、経済的支援に目を向けた。そのことが結果として慰安婦たちの気持ちを傷つけることになるということが分からなかったのです。

またもう一つ公共性において重要なことは、基本的人権を無視した「公共性」の強調は、国家への奉仕と容易に結びつく危険があるということです。「新しい教科書をつくる会」がつくった教科書を見たとき、私たちが子どものときに学んだ修身や国語の教科書と同じような内容で、とてもショックでした。それは憲法九条の問題とも関係があるのですが、それ以上に「公共の福祉」が基本的人権よりも重視されていて、一旦国に何かあったときには自分を捨てて国のために奉仕しなければならないという主張が見えているからです。それらは加害否定の思想、国家の個人に対する支配・暴力の肯定、そして慰安婦問題につながっていると私は感じています。

またNHK問題に関連して、『NHK——問われる公共放送』(岩波新書)などの著書もある松田浩さんは「視聴者を単なる消費者にしていくのか(視聴率中心)、あるいは市民にしていくのかが公共性の大きな分かれ目になる」¹⁴と語っておられます。一人ひとりの基本的人権抜きの公共性にしてしまうと公共性の中身自体が危ういものになっていくと感じていますし、私自身はキリスト者として基本的人権というものは「いと小さきもの」を尊重する視点であり、それを失ってしまうと真の意味での公共性は失われていくのではないかと感じています。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

[Discussion]

●——公共放送の理念が変質したという吉田内閣の時は、日本がサンフランシスコ講和条約(1951年9月8日調印)によってGHQの統制下から脱して主権を回復し世界政治に復帰していく時期で、すぐに戦前の日本の性質への回帰が始まっています。現在はその流れの頂点に来ているのだといえる。GHQが図った日本の民主化を、民主主義経験のない日本人はどう受け入れたかは検証しなければならないが、戦後のわずかな間、戦前の「公」(おおやけ、お上)とは異なる本来の市民的な公共性が育つか育たないのかの瀬戸際のような期間があったということだろう。それが定着しないうちに「公」へと逆戻りし、現在でも市民的公共性は根付いていない。そのような意味で、東海林氏が国家的な「公共性」と、市民的な(いと小さきものへの視点をもつ)「公共性」と言わされたのを、公共哲学の議論ではあえて「公」と「公共性」に区別することを守っている。この使い分けをしていくことはとても重要で、2つを分けることで「公」と「公共」の違いを明確にし、下からボトムアップにつくっていく市民的公共性(市民の幸せのための公共性)を強くしていくことにつながるのである。

●——東海林氏と同様、元慰安婦の人たちへの謝罪と補償はすべて政府が行うべきだと考えているが、アジア女性基金を肯定的に評価して日本のキリスト教に当たれば、日本のキリスト教も大勢としては先の戦争に進んで協力した歴史があるので、キリスト教会が反省して私たちも募金しようという考え方もあるのではないか。

東海林——そうした気持ちのある人も多かったので民間からの基金が5億円以上も集まつたのだろう。しかし、私たちが税金を1000円、2000円ずつ出すなど、全ての人が責任を取るかたちで政府が補償するべきだったのではないかと考えている。困っている人たちがいるという和田先生たちの気持も理解できるが、それは別の問題であろう。私の父は牧師であったので、戦時中私たちはけっこう辛い思いもし、妹を栄養失調で亡くすという経験もしている。そうしたなかで、食べられないときにクリスチャンではない隣のおばさんが、夜、着物の袂に味噌やお米を持ってくれた。そのような個人的な援助はありがたかったし、それを忘れるこ

とはできないが、国が父に対して行ったさまざまな迫害に対しては謝罪をしてほしいという気持ちがある(ただ、戦争が終わってみたら私たちも加害者であったことが分かって複雑なのだが)。イラクに派遣する自衛隊員1人に出しているお金を考えれば、補償はその十分の一で可能なのだから補償をしましようと呼びかけるとか、何か方法があったのではないか。和田先生たちのように影響力のある方たちが、そうしたところをもっと国民に投げかけてくださっていればと考える。

●—— そうしたことを女性基金を推進する人たちと話し合う機会はあったのか。

東海林——村山内閣が何年続くか分からない状態のなかで実現を急がれたからだろうが、私たちが内容を知ったのは政治的に形ができるからであった。基金が成立する前に話し合いがあればもう少し別の道が開かれたのかもしれない。

●—— 国家は国民の財布からお金を集める権力装置だが、こうした自分たちが出したお金が必要なところに使うように私たち市民が連帯によってムーブメントを起こし、粘り強く主張してお金を供出させる必要がある。それを政治家にやってもらうのではなく市民が動いて実現する必要があるが、日本の市民運動にはこうした連帯をつくる力が弱いと感じる。いつも制約があるなかで妥協もするのだが、そのなかで国家とどう関わっていくかという原理原則が確立されていることが重要になる。従来の市民グループでは、私と公を対立項と捉えて国家に反対していくという公私二元論の閉じた議論が支配的で、私から公へ橋をかけていく公共という間の領域をつくることなかった。必要なのは公・私・公共という三元論への転換で、公共という中間領域をつくる意識がないと市民運動のネットワークは成立・展開していくかしないし、国家を自分たちの側に開いて自分たちの生活・幸福のために使っていくという知恵が生まれてこない。

東海林——市民運動全体に一つの限界が見えてきていることが今の状況を招いたのも確かで、たんに反対と言うだけで、きちんとした市民意識から代案を出したり話し合いをすることが不足していたというのはおっしゃるとおりだと思う。ただ、NHK番組改変問題での政治家の発言と私たちの主張の取り上げられ方の圧倒的な差や、慰安婦問題での保守的な論調のような今の日本社会の空気が、公共性をつくるときにぶつかる大きな圧力になっている。そのなかで私たちは、とにかく今は自分たちの主張を続けていくしかないと考えている。

●—— NPO・NGOなどが盛んになってきたことはとても重要で、こうした問題は個々の団体だけで取り組むのではなく、NPOなど市民の連帯、ネットワークをつくることが重要だろう。また、公的つまり国家的なものはその内側にしか通用しないが、公共的なものは国境を越えた連帯が可能で、他の地域の市民と連帯していく。キリスト教はその意味で、本来世界的なネットワークをもっているので、大きな役割をもっている。

東海林——私も希望をもっているのは、観念的ではなく自分が生きていくこととの関わりのなかで小さな運動がいくつか出来ているということ、そして社会が国際化しているということである。

戦後和解と戦死者の追悼について

小菅信子

アジア太平洋戦争で日本軍の捕虜となった元兵士や民間人抑留者の方たちと交流があり、1996年から戦後和解の活動に関わるようになりましたが、そうした活動をあくまで糧にしながら、戦後和解についての新書本を書かせていただきました^{•1}。私の場合、まず活動から入って、そのなかで通史、理論や方法論、パラダイムを整理してきたという特徴があります。以下の話は、あくまで議論の叩き台としてお聞きいただければと思います。

本題に入る前に、現在の状況として2つのことを見ておきたいと思います。最初の点は、「戦争の記憶」や「歴史認識」について議論が盛んですが、戦争について語る際に、戦後日本社会に共有されていたと思われる哲学のようなものが消失しつつあるように思えることです。一例をあげると、最近、自民党の中川昭一政調会長が「核兵器保有の論議はあってよい」と発言し、続いて麻生太郎外相^{•2}が「議論は必要」と発言しました。その発言について朝日新聞の編集委員の星浩さんが、私のコメントをまとめて以下のような引用をされています^{•3}。

「広島と長崎では、原爆によって未曾有の犠牲者が出了。歴史上、戦争でこれほど悲惨な被害が出ると、いつも復讐や仕返しという意見が強まった。ところが、広島と長崎では復讐ではなく世界から核兵器をなくそうという運動につながった。これは極めてまれなことで、一種の哲学的境地といえる。……北朝鮮の核武装は日本に対する脅威だが、それに対抗して日本が核兵器を持てば世界の核拡散につながり、やがては世界が滅ぶ。だから核廃絶を訴えようというのが、広島・長崎の非核の立場だ」。

国際政治の駆け引きのなかで核保有の論議が出てくることは理解できるとしても、これまで日本の戦後思想の底流にあった「唯一の被爆国」としてのアイデンティティ、グランドゼロから築き上げてきた平和と共存の哲学が、新たな核拡散の動きのなかで新たな核時代を迎えて土台から動搖する、もしくはそのような国際環境のなかで機能しなくなりつつあるように見えます。こうした展開を警戒することと、「唯一の被爆国」をあたかも隠れ蓑にして他者の痛みに目をつぶることは、もちろん別です。「唯一の被爆国」の国民としての国際的義務というのがあって、今後もそれを日本人は果たしていくべきであると私は思います。

また第2の点は、これから平和と共存のためにいま改めて「和解」について、広く語り合うことが求められています。来年(2007年)には、ゲーテ・インスティテュートというドイツの在日文化交流団体が主催して、国家間の和解と同時に市民レベルの和解について、独仏間の例や民間組織の例を参考にしながら、東アジアの和解を考える一連の公開シンポジウムが予定されています^{•4}。こうした誰もが自由に参加して、フレンドリーに議論できる、一般の人びとに開かれたイベントが企画されることで、今後、「和解」の問題と「公共性」というテーマは、ますます重要になっていくだろうということです。

まさに今、ここで、みなさんと一緒に進めていこうとする研究会がそうなのですが、身近な学びの対象として、自由に闊達に「和解」という問題に取り組めるような、なんらかの場と仕掛けをこしらえていかなくてはなりません。我々の世代の議論は、和解というテーマと議論を深めていくための、良き叩き台にならなくてはなりません。

1 | 小菅信子『戦後和解——日本は〈過去〉から解き放たれるのか』中公新書、2005年(2006年度石橋湛山賞)

2 | 肩書きはいずれも2006年12月現在のもの。

3 | 「朝日新聞」2006年11月14日朝刊

4 | 2007年6月30日、ドイツ文化センター(ゲーテ・インスティテュート)にて開催された国際シンポジウム「地域統合と歴史と解——ヨーロッパと北東アジアの比較からみる地域交流の役割」(共同主催|フリードリヒ・エーベルト財團東京事務所、東京経済大学歴史和解研究所、ドイツ文化センター[東京])など。同センター主催「連続企画 和解への道」の公式HPは <http://www.goethe.de/ins/jp/lp/prj/wza/jaindex.htm>

戦後和解とは何か？

| 「和解」と「戦後和解」 |

「和解」ということが注目され始めたのはここ数年のことだと思います。最近は朴裕河さんが、韓国から和解について書かれた本^⑤を出されたり、朝日新聞の若宮啓文さんが吉田茂から安倍晋三に至る日本の戦後政治の問題について、和解をキーワードに改訂した本^⑥を出されたりなどとして、「安易に和解という言葉を口にすべきではない」という意見も含めて、「和解」という言葉が政治や歴史認識についての用語として使われるようになってきています。

ここで扱うのはとくに戦後の和解についてです。英語で reconciliation(和解)と post-war reconciliation(戦後和解)は区別されずに使われることがあります。ここでは、暫定的、便宜的に、戦争・紛争後のピースメイキングのプロセスの一部を「戦後和解」、ヨハン・ガルトゥングのいう「構造的暴力」が存在した後の社会正義の回復を「和解」と呼びたいと思います——これはあくまで便宜的な分類で、日韓や日中の場合に、戦後和解だけでなく植民地後の和解というこの世で一番難しいと思われる問題が出てくるように、2つの概念は相互に重なり合っています。

日本について言えば、戦後和解は、第二次世界大戦後講和条約なども締結されましたが、そこでなお残っている感情の対立を解決もしくは緩和すること、潜在する紛争の種を取り除いて平和を強化していく作業ということになります。

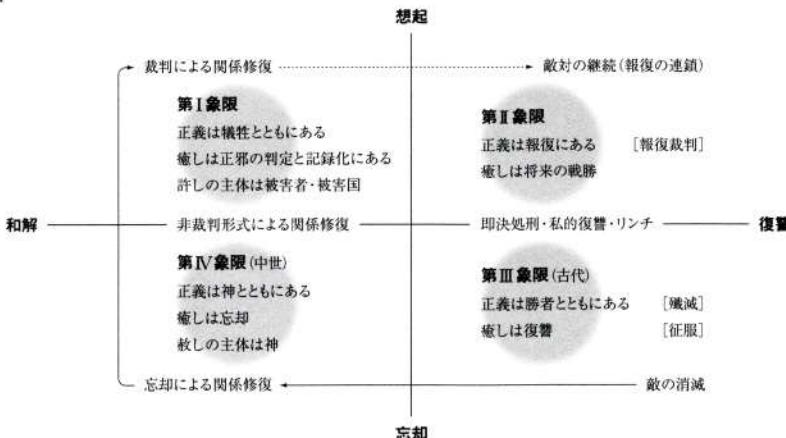
| 歴史における戦後和解 |

fig.01は、古代—前近代—現代に至る戦後の平和構築や秩序回復のパターンとそれを巡る価値観の変遷を分類したものです。図の横軸には、「和解」と「復讐」を対置させています。この場合、「和解しない」と言うことがすぐ復讐することにはならないし、「復讐しない」と言うことがイコール和解ではないように、「和解」と「復讐」は、二者択一ではなく間にさまざまな在り方を含む地続きの地平と考えることができます。また縦軸には「想起」と「忘却」を対置しています。それらは大きく4つに分類することができるよう思います。

「忘却/復讐」の第Ⅲ象限は、ギリシャ・ローマをはじめとする古代世界です。大雑把な括りなので古代史に詳しい方からはいろいろな異論も出るとは思いますが、ギリシャなどの古代世界では勝者が敵を殲滅して敵自体が消滅してしまうので、和解もへったくれもないのです。またローマでは征服した相手を同質化してしまうのでやはり敵は消滅してしまう。ですから変な言い方ですが、和解というテーマが浮上してくるためには、敵がそこに残っていて、ピースメイキングが必要になることが前提になります。

「忘却/和解」の第Ⅳ象限はヨーロッパの前近代で、忘却して和解するというのが戦後平和構

fig.01



5 | 朴裕河『和解のために——教科書、慰安婦、靖国、独島』佐藤久訳、平凡社、2006年

6 | 若宮啓文『和解とナショナリズム——新版・戦後保守のアジア観』朝日選書、2006年

fig.01

戦後平和構築(戦後秩序回復)をめぐる価値観とパターンの変遷

●は、記念・追悼のパターン

第Ⅰ象限(想起/和解)

[裁きによる関係修復]

戦争犠牲者中心型の関係修復 | 犺牲の「正義」に重点。犺牲者は忘却による許しを拒絶、正邪の判定(名譽回復)・犯罪者の処罰・過去の記録化をもって癒しを得る。敗戦国の国民は再教育ののち被害者(犺牲者)として、戦争指導者は裁判ののち加害者(敵)として再対象化。

●匿名の犺牲者の(集団的)英雄化と追悼(平等・均一・不朽)、戦争そのものは忌避傾向

第Ⅱ象限(想起/復讐)

[敵対の継続(報復の連鎖)]

敵対の継続 | 報復による「正義」の実現に重点。「復讐」こそが「正義」。報復の正当化や獎勵、あるいは過剰な相殺論によって好戦的ムードが高められる。理解よりも共感や感応力。

●指導者や犺牲者の英雄化、戦争賛美、軍国主義の鼓吹

第Ⅲ象限(忘却/復讐)

[敵の消滅]

征服 | 戦勝者の権利がひたすら重視される。古代の戦後秩序回復。征服戦争。敗者の殲滅、あるいは奴隸化。同質化。敵対関係の消滅。

敗者に対する「復讐」は勝者にとっての「癒し」。

●勝利の誇示、新たな敵に対する威嚇

第Ⅳ象限(忘却/和解)

[忘却による関係修復]

戦争指導者による関係修復 | 指導者間の「赦し」に重点。

前近代の戦後平和構築。「神の御前の講和」。戦争で最も慘害を被る者の声は反映されない。

●戦勝の記念、特權階級の英雄(個人)の勇猛さを称賛

築のパターンでした。当時は支配者対支配者で戦い、戦争が終わると支配者同士で講和条約を結びますが、そこに忘却条項を入れて、両者が教会で神の前に忘れて和解することを誓い、それで終わりにする。こうしたことができたのは、近代以降の国民国家の戦争のように一般民衆が兵士となって多数の犠牲者が出るわけではないし、メディアや世論を気にしないで自分たちのためだけに講和をして「赦す」ことができたためです。ですから前近代的な関係修復の仕方が今日的な「想起／和解」の象限にシフトするためには、民主化や国民国家の誕生、ある種の世俗化、国際法の発展、といったものが推進力になったと考えることができます。

そして「想起／和解」の第Ⅰ象限は、第一次世界大戦以降の今日的な戦後平和構築の在り方ですが、それは「裁き(裁判)による関係の修復」ということになります。ニューヨーク裁判や東京裁判がそうであったように、裁判により犯罪者(ナチスや日本の軍国主義者)と犯罪者ではない人々(ドイツの民衆や日本国民)を2つに分離して、責任者を裁くことで、かつての敵であり侵略した国——しばしば敗北者側——が、侵略や残虐行為を行った相手国と和解をしていくこうとする方法です。この場合、責任を明らかにすることで成り立っているので、和解するのだけれども過去を忘れないという価値観になります。しかし実際に被害を受けたすべての人間が納得する和解は不可能なので、ここにある種の妥協や譲歩がなされることになります。

残る「想起／復讐」の第Ⅱ象限は「敵対の継続(報復の連鎖)」となっていますが、私が一番大きな問題があると感じることは、「想起して和解する」という地平と「想起して復讐する」という地平はある意味で地続きで、気をつけていないと和解するつもりの「想起／和解」の象限が「想起／復讐」の象限へずり寄っていく可能性があることです。国連憲章などがピースメイキングの根本的な価値観になっている現代では、敵を殲滅したり征服したりすることは許されない。また忘却しないことが肯定されているので忘却もしない。そのなかで、歴史が、偏見や対立、固定観念や敵意、憎悪などの新たな温床になってしまう危険があります。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

| 戦後和解のイメージ |

このような意味で今日は、「過去」というものに強く縛られている世界です。私たちは、過去を明らかにすることで平和と友好を築き、同じ過ちを繰り返さないために過去に学ばなくてはならないと考えます。しかし皮肉なことに、こうした決意が堅ければ堅いほど、歴史認識の違いが政治権力を生むのが現実です。歴史はそれぞれの政治集団がよって立つ足場の一部であり、これらを対決させ相争わせもするからです。

このようななかで私は、現代の戦後和解を——この点には異論が出ることと思うのですが——、加害者・被害者の二項対立的な構造においてではなく、国籍や世代を超えた、あらゆるレベルで生産的な取り組みが可能な作業過程と位置づけられないかと思います。そのように想定した場合、結果的に被害者にある種の譲歩を強いるのではないかという批判が出てくると思います。しかし、和解を理想論的に捉えすぎるあまり、「和解はむずかしい」で終わりということになっては意味がありません。和解のためにはこれしか道はないといった限定的な議論も少々エリート的です。和解を奇跡ではなく、すべての人びとの実践可能な課題として、概念的に構造的に練り上げていく必要があります。

私は和解や赦しというものは、元々個人に属するものだと思っています。個人に属するものが民主化やナショナリズムの段階的な洗礼を受けたときに国家レベルの問題になっていったのであって、原初的には個人の心に関わるものでしょう。だからこそ逆に、今日、個人の心の問題だけに注目して「和解はむずかしい」と言うと、政治・外交レベルの解決に向けた選択肢や努力が、ひるがえって極端に限られてしまい、結果的に悪循環に陥るでしょう。

私が和解をある種の「妥協」としてとらえるようになったのは9・11のときでした。アメリカの日

本研究者の方とメールで、“いま絶対に必要なものだけれども人々が一番怖れていて言い出せないことは何か？それは〈妥協〉だ、いまほど正義を言うことがたやすいときはないし、いまほど妥協や譲歩と言うのが難しいときもない”、というやり取りをした覚えがあります。同じことを日本の歴史問題についてもいえます。もし問題を解決に向けて動かしたいのであれば、いまはまず首相の靖国参拝を止めさせること、させないことです。

では私たちは戦後和解を、どのようなものとしてイメージすべきでしょうか。それは一方が他方を同化(assimilate)させたり、双方の見解を完全に一致させたり、いわんや同調をめざすものではない。また国家の政治的忘却を肯定するものであってはならないが、個人の内的忘却を否定するものであってもなりません。そして復讐の連鎖から脱却するものでなければなりません。つまり、政治的には復讐の連鎖からの脱却を目的とする反忘却と多様性の容認のうえの調和ということになるでしょう。政府だけでも、私的な集団だけでなく、さまざまな市民的公共領域のレベルで意図的に取り組んでいく必要があると思います。

和解と戦死者の追悼

| 戰争記念碑と追悼の変遷 |

以上のことを見て戦死者の追悼について考えてみます^{•7}。fig.01の欄外注にもあるように、4つの戦後の平和構築の分類には、それぞれの戦争の記念物と戦死者追悼のパターンが重なっていることが分かります。

古代的なモニュメントではともかく勝利が重要でしたので、戦勝が誇示され、また新たな敵に恐怖感を与える威嚇効果もあったといわれています。のちにドラキュラ男爵のモデルになったヴラド・ツエペシュが戦いの後に敵の死体を串刺しにして野晒しにしたというのも、あれは個人的な趣味の問題だけでなく相手に恐怖感を与えるための一つのモニュメントであったのだと思います。また和解して忘却した時代(第IV象限)のモニュメントは、基本的には戦勝の記念で、特権階級の英雄(個人)の勇猛さを称賛するものでした。

それが現代(第I象限)では、匿名の犠牲者の(集団的)追悼が行われるようになり、たとえば保土ヶ谷の英連邦戦死者墓地やアーリントン墓地のように、平等で均一で不朽なものがつくられるようになります。こうしたものがつくられるのはやはり民主主義の発達と一対になっています。そして戦争そのものは忌避される傾向があります。今日の追悼のあり方は、古代と違って勝利よりも犠牲のほうが重要で、犠牲の上に正義があります。ですから、広島や長崎、ドレスデンのケースのように、戦争に負けた側の犠牲であっても、犠牲である以上は彼らにある種の正義が付与される場合も出てきます。

そして第I象限から想起して復讐する(第II象限)にすり寄って行ったときには、おそらく指導者や犠牲者が英雄化され、好戦的で排他的な傾向が強まるのだと思います。

これらは、一つのパターンが一つの時代に出てくるというよりも、今日でも古代や前近代の側面が現れることがあると思います。こうしたことを見えて、今日的な戦死者の追悼(想起)と和解の場のあり方を考えるとすると、戦争の犠牲になった者のための戦争そのものを忌避するモニュメントというのが、追悼と和解のためのモニュメントの必要最低条件だと思います。

| 追悼、ナショナリズム、民主主義 |

ここで、第一次大戦以降のイギリスの戦死者追悼の在り方から、追悼をめぐるナショナリズムと民主主義について考えてみたいと思います。欧米では、19世紀後半以降2つの大戦を経るなかで、戦場で野晒しになっている戦死体が、記念・称賛・哀悼される戦死者に変化して

7 | 戦争の記念碑および戦死者追悼施設については、本誌X卷2号(特集「記憶と追悼II」)の南守夫氏の論考も参照。

いく過程が見られます。そのプロセスのようなものを追った論文^{•8}を書きましたので、かいつまんで紹介したいと思います。

fig.01の第I象限にあるような追悼のかたちが出てくるのは、多くの方が指摘されているように第一次世界大戦が大きなきっかけになっています。この戦争では多数の国民が兵士として出て行き、ヨーロッパがそれまで経験したことがない多数の戦死者（英仏独だけで約400万人、出征兵士の6人に1人）を出したました。民主化とナショナリズムの発達、そして大量死の衝撃のうえに、この時期、それまで戦場で無益なものであった戦死体が、一段と価値あるものと考えられるようになっていきます。

この背景には、通信技術の進歩、大衆ジャーナリズムの発達によって、戦場の悲惨さが銃後に迅速にもたらされ、人びとのあいだで「戦場における人道」への渴望が高まったことがあります。すでにイタリア統一戦争のソルフェリーノ戦（1859年）で、アンリ・デュナンが中立的な救護活動を行ない、後の赤十字運動に発展していきます。第一次世界大戦期には、おびただしい数の死体を前に、赤十字は、生存している瀕死の兵士を区別して戦死者と一緒に埋葬されてしまうのを防ぎながら、同時に戦死体の埋葬も行いました。しかし赤十字は、本来の仕事に専念するためにこうした活動をやめて、代わりに、たとえば英連邦戦死者墓地委員会^{•9}のような組織がつくれられていくことになります。英連邦戦死者墓地は世界中につくられていますが、地域によって多少の違いはあるものの、どこの墓地でも、戦没兵士の階級、社会的地位などにかかわりなく同じ規格に統一された墓石が並ぶスタイルをとっています。第一次大戦によって生まれた戦死者追悼のパターンの一つに、それが「民主的」であるという特徴があります。またもう一つの点として、若者の戦死者が増えたことで、母親が子どもの犠牲を嘆くというモニュメントのパターンも生まれました。

戦死体の保護がさらに積極的な意味を帯びるのは、第一次世界大戦とその後の戦間期のことです。日本にも来日して講演などをしたこともあるイギリスの詩人・評論家・東洋美術研究者のローレンス・ビニョンが第一次大戦の翌年に発表した「死者のために（For the Fallen）」は、若き戦死者とその母の悲嘆に捧げられた詩で、いまも戦没者追悼の日であるリメンブランス・デー^{•10}に行われる儀式の核心部分でこの詩の4節が朗読されています。

「彼らは老いず、われらが老いに任せられたようには／彼らは時代に衰えることなく、歳月に廢れることなく、／日の沈むときに、あかつきに、／われらは彼らを思い出そう」。^{すな}

この詩の後に消灯、すなわち葬送ラッパが鳴って2分の沈黙（黙祷）があり、（起床）ラッパが鳴ります。これはセレモニーで一番の核心部分だと思います。ここで重要なことは、消灯ラッパによって一旦は死んだ戦死者を皆で思い起こすのですが、起床ラッパによって彼らが甦り永遠に生き続けること、そしてそれが毎年繰り返されているということです。

当時の状況を示す興味深い例だと思いますが、1922年のリメンブランス・デーに、ロンドンに国家的な追悼記念碑であるセノタフ（The Cenotaph）がつくれられて除幕式が行われますが、2分間の黙祷の間に戦死者の靈が「雲」のように出現したことを示す心霊写真が撮影されました。この種の心霊写真は1920年代初頭にはほかでも撮影されていて、それほどにヨーロッパ社会が大量の戦死者による喪失感に病んだということだと思いますが、当時の人々は、それを、戦死者たちが自らの死が無駄でなかったことを確かめるために故郷に戻って来た、と受け止めたのです。ウインターは、この彷徨する戦死体の群れの出現という黙示録的なイメージこそ、アンダーソンの言う「想像の共同体」の母体を形成する、戦場における大量死によって出現した「戦死者遺族共同体」の心性であったと指摘しています^{•11}。

このような喪失感は、第一次大戦以降に、それが英国のランドスケープの一部となっていくほど各地で戦争記念物（war memorials）がつくられることにつながります。当時、英連邦諸国では、

8 | 詳しくは、小曾信子「〈戦死体〉の発見」（『身体医文化論——感覚と欲望』（石塚久郎・鈴木晃仁編、慶應義塾大学出版会、2002年）を参照。

9 | 英連邦戦死者墓地委員会と日本の神奈川県保土ヶ谷区にある英連邦戦死者墓地については、本誌X巻1号（特集「記憶と追悼」）ほかを参照。

10 | Remembrance Day（戦没者追悼記念日）：第一次大戦の休戦日である11月11日に一番近い日曜日。

11 | Jay Winter, *Sites of Memory, Sites of Mourning, The Great War in European Cultural History*, Cambridge University Press, 1995

12 | 小菅信子「(和解の森)という試み——日本とイギリスのあいだ、〈過去〉と〈未来〉のつきめで」(『山梨学院大学一般教育部論集』2003年1月)、および小菅『戦後和解』158-162頁を参照。

先ほど触れた英連邦戦死者墓地委員会での合意によって、海外で戦死した死者は現地で葬ることとされましたので、墓を訪れることができない遺族たちは、村、会社、学校といったコミュニティーでお金を出し合い、各地に記念碑を建てるようになりました。イギリスに行かれた方は、その記念碑や記念物の多さに圧倒されると思います。いくつかの文献や退役軍人会であるRBL(王立英國退役軍人会 = The Royal British Legion)、英連邦戦死者墓地委員会などで聞いたところによると、そうしたものがつくれられていくなかで、その中心となるようなナショナルな施設を要望する声が出てきたということです。セノタフを設計したラテンスは、戦争記念物を非宗教的にすることに非常にこだわったと言われています。

第一次世界大戦のときにこのような新しいかたちが出来た背景には、いうまでもなく排外的なナショナリズムの高揚もありますが、他方で、稻垣久和氏が記しておられるような「グリーフワーク(喪の作業)」の機能を果たしていたと思います。哀しみの共有がベースにあり、戦死者の勇気を称賛はするのですが、むしろ戦争を忌避する強い集団的心性を感じます。

以上をふまえて、ひるがえって今日の靖国神社について考えてみると、哀しみの共有、犠牲者の哀悼や戦争の忌避という側面よりも、やはり犠牲者の顕彰や英雄視、戦争の正当化の側面を強く感じます。A級戦犯合祀の問題や遊就館の展示内容への批判などからも国内外の承認を得ることは困難でしょう。また靖国神社の財政的基盤が不安定であることにも象徴されているように、戦死者追悼に関して靖国が国民統合の求心力をもった象徴装置となることはやはりむずかしいと感じます。

和解と追悼の模索

最後に和解と追悼の場の創出は可能なのかを考えたいと思います。言い換えると、過去と未來の紡ぎ直しをする場所をつくることは可能か、あるいは、悲しみを共有し、戦争を否定しながら犠牲者を追悼することが可能かということです。そのためにはさまざまな重要な問題をみていく必要があると思いますし、私のなかで考えがまとまっているわけではありませんが、数年前に関わった試みがありますので、その経験をお話して今後の議論につなげていけたらと思います。

2001年にイギリスで「Japan2001」という大規模な日英交流事業がありましたが、その際に、元イギリス兵のフィリップ・メイリンズ(Philip Malins)さんが、イングランド中央部のスタッフオードシャーにある英国のNational Memorial Arboretum(国立記念森林墓苑)に、日英和解のメモリアルである「和解の森」をつくり、また日本でも私の所属する大学に「和解の森」のツイン・メモリアルとして姉妹植樹を行うという出来事がありました^{•12}。

メイリンズさんは、広告関係の会社を経営されてきた方ですが、戦時中ビルマで日本兵と戦った経験があり、「国際交流と和解トラスト(International Friendship and Reconciliation Trust)」会長や「ビルマ作戦同志会」のメンバーとして、長年日英和解に中心的な役割を果たしてきた方です。この国立森林公园は、ブレア首相のミレニアムプロジェクトという一連の計画の一つとして、ondonからバスで3、4時間の場所につくられた150エーカーの広さをもつ公園で、公務に殉じた人たちや紛争の犠牲になった人たちを追悼する場として、また歴史や環境教育の場として利用されています。公園の一郭には、軍関係、警察官、消防士などさまざまなグループのメモリアルがあり、その中ほどにある、国際協力や国連関係の仕事で殉職した人たちを記念するUN Circle(国連サークル)の横にInternational Friendshipというエリアが設けられています。メイリンズさんはそこの一部の権利を得て、「和解の碑」と「和解の森」という植樹セクションをつくったのです。

2000年8月に、植樹にあたって日本からの樹木の寄贈をというお話を来ましたので、共同通信社などにもちかけて募ったところ、新聞でも記事にしていただき、翌年3月までに山梨県内を中心沖縄や東京などから30-40本分の寄付が寄せられました。21世紀最初の日に行われた植樹には、日本大使や日英の元兵士たち70-80人が出席し、イングリッシュオークや桜の樹に寄贈者のコメントと名前を記したプレートを付けて植樹が行われました。そして日本でも植樹をということで、ちょうど英國大使館が主宰していた「日英グリーン同盟2002」という植樹による友好事業に加わるかたちで山梨の大学のキャンパスにもイングリッシュオークの苗木を植樹し、シンポジウムとメイリンズさんの記念講演が行われました。

かつてはこうした日本との植樹自体がむずかしく、79年に昭和天皇が訪欧した際に植樹した樹は後から引き抜かれてしまいました。今回のイギリスでの植樹と同じ場所、同じ日に「Far East Campaigns and POWs」という泰緬鉄道建設で犠牲になった元捕虜たちが追悼施設の除幕式をしていました。「バーミンガム・ポスト」紙は植樹を写真入りで大きく紹介してくれましたが、その記事で記者が「同じ日に会った元捕虜は(日本を)赦さないと言っていた」というニュースのことが書かれていました。

「和解の森」の試みは貴重なものであったと思いますが、メイリンズさん自身が現在は90歳近い高齢で、この場所が出来た後で継続して何かが行われているかというと、そうではありません。また「和解の森」は都会から離れた不便な場所ですので、どのくらい実質的に日英和解に貢献する追悼施設としての役割を果たしていくか問題はあります。最も重要な問題は、新しい追悼施設をどう活用していくかということにあります。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

今までさまざまな和解の試みに関わって、興味深いことやむずかしいと感じることはいろいろありました。今後自分が進めていきたいことの一つに、物語(narrative)をとおした和解の試みがあります。元捕虜の人たちの話を聞いていくと、一般にイメージされるのとは違って、さまざまな裏の側面もあり、こうした場で話し洩れてしまうことや、ある意味でノイズのようなことなのですがとても重要なことが現われてきます。例えば、原爆の問題は、英米人に、非常に捻られた暗く重たいインパクトを与えているかもしれません。元捕虜や元抑留者たちの多くは、原爆が投下されなければ自分たちは助からなかったと思っています。英米は原爆について謝罪したことがないと批判されますが、政府レベルよりもっと下に入していくと、自分が原爆という多大な犠牲によって救われたことを恥じて悩み、自分の半生に帳尻をつけられずにいる元捕虜の人たちもいて、原爆によって「救われた」ことが彼らにとって良き半生を送ることにつながっていない事例をいくつか見てきました。そうした事例を物語り論のなかで深めて共有したいと思って、その一つの試みを最近、公共哲学関連の書籍で行ないました^{•13}。これをふまえて、日英和解のアクティビストとしての10年余りを、物語りとして近く出版する予定です。

29

[Discussion]

●——「公」「私」「公共」と区別して考えた場合、メイリンズ氏の和解のケースはどの領域での和解と考えているか。

小菅——個人が、その周辺の人たちと行なった運動ということで親密圏の行為であったと考える。政府や文化交流団体も関わっているので、その意味では「公」も関与しているが、両国でこの試みがどれくらい公共的な和解につながったかというと、いまの段階では評価できない、あるいは疑問である。ただメイリンズ氏は、政府と元捕虜のあいだで戦後補償(日本政府からの)と慰労金(英国政府からの)をめぐって仲介役を果たすという公共的なアクションも行っており、

13 | 小菅信子「小さき物語の群れから」
(宮本久雄・金泰昌編『シリーズ物語り論 1 他者との出会い』(東京大学出版会、2007年)

「和解の森」はそうした活動と一対のものとの認識があった。むしろこうした場所が出来た後に公共の場にしていく努力が必要であろう。

●——靖国神社は、自分たちのことを公的な追悼施設だと言うが、実際には一宗教法人であり、その親密圏で誰を顕彰してもかまわない。しかしそこに政府(公)が加担した場合に内外で問題になる。メイリンズ氏のような試みは日本でも行われているが、それがどのように市民的公共性に広がりをもったムーブメントにネットワークできるかが課題であろう。

●——「戦後和解」という言葉は、どのようにして使用するようになったのか。

小菅——英国に滞在しているときにpost-war reconciliationという語を学び、それを訳して使っている。和解という語の理論的な意味合いについて取り組むようになったのはここ数年で、近年の状況の変化のなかで、和解と報復について取り組まないと、今後危険な方向に向かうのではと思ったことによる。加藤典洋氏が95年に「敗戦後論」で提起した問題^{•14}は非常に重要であったと思うが、中・韓よりも自分たちの戦死者のことを考えることはおかしいという批判を受けて、議論があまり深化しなかった部分もあった。裁判形式の戦後和解と处罚、免責の問題にもからんでいることだが、日韓問題、日中問題以前に、日本国内には、日々問題とも呼ぶべき歴史認識の壁があると思われる。国内の議論が充実しなければ国際和解はむずかしい。歴史認識問題は政治とメディアを抜きにして語ることはできない。最近海外のウェブサイトに「日本の左翼はこの問題で自己反省しなければならない点が多いだろう。先に政治に歴史認識を利用したのは左翼である」という書き込みがあった。歴史認識問題はどこの国でも政治的なものだが、日本の場合とくにどのような面でそうであったのか検証することが必要であろう。戦没者の追悼には歴史の検証が関わるむずかしい部分があるが、イギリスでは同時に、戦争は憎むがかつての戦友を追悼して哀しみを分かち合おうとする意思を感じた。日本での「戦後」をめぐる議論にはバランスの欠けた部分があって、そこに乗じたのがいわゆる草の根の右翼運動だったのではないか。そのツケが今日の状況を生んでいるように思える。

●——そうしたときに、マスコミが公共的な立場をとってオルタナティブを提示することができないことも問題がある。

小菅——ドイツの在日文化交流機関のある人が、日本の新聞は1つの問題について2つの新聞がまったく違ったスタンスをもっている場合、両方の新聞の間で意志の疎通がまったく取れていないのが特徴で、それはかなり異質であると語っていた。例えばドイツの戦後和解について、文化交流機関の人が、産経新聞の関心をもつようなコメントをすれば朝日新聞はその件にはまったく興味をしめさないというよう。しかしドイツならどのメディアでも、程度の差はあっても、紙面をさいて記事にしてくれるという。

●——靖国神社の問題は長い時間が経過することで、歴史のなかで相対化していく可能性は考えられないか。

●——戦争の原体験のある人たちの時代は終わろうとしているが、それを次の世代が受け継ぐとき何を受け継ぐかというと、体験のない代わりにイデオロギーとなって再生される。それは原体験よりも危険なものとなるだろう。

小菅——歴史観の対立があって紛糾しているが、平和のために忘却を拒否する価値観のもとで、次々と過去の問題が、遡及的に引き出されてくるという側面も今後あるだろう。海外でも第一次大戦時のアイルランドとイギリスの問題が、戦死者の追悼をめぐって最近浮上してきているし、イギリスで2007年に奴隸解放から200年のイベントが各地で開かれる。「メモリー・ブーム」という言い方をする人もいるが、突如として始まったブームというよりは、第二次大戦後に出来た価値観のもとでの現象であって、それが最近ではたとえば9.11などの衝撃を受け、さらに大きく振幅しているのだと私は考えている。

14 | 例えば、「その正史は、日本がまず謝罪すべき死者として二千万のアジアの死者をあげているが、そこで、一方三百万の自国の死者、特に兵士として逝った死者たちへの自分たちの哀悼が、この謝罪とどのような関係におかれるかを、明示することはしていないのである。その結果、この自国のために死んだ三百万人の死者は外向きの正史の中で、確たる位置を与えられない。侵略された国々の人民にとって悪辣な侵略者にはほからぬこの自国の死者を、この正史は“見殺し”にするので、このうちすてられた侵略者である死者を“引きとり”、その死者とともに侵略者の烙印を国際社会の中で受け取ることが、じつは、一個人の人格として、国際社会で侵略戦争の扱い手たる責任を引きうけることの第一歩だとは、このジキル氏の頭は、働かないでのある」(加藤典洋『敗戦後論』講談社、1997年／ちくま文庫、2005年)など。

赦しと和解をいかに問うか

戦争罪責のキリスト教哲学に向けて

豊川 慎

和解を問うということ——宗教的言説と法的言説の交差

今年(2007年)の8月4日、横浜市保土ヶ谷にある英連邦戦死者墓地で第13回英連邦戦没捕虜追悼礼拝が行われた。追悼礼拝に参加して、キリスト者として過去を思い起こして反省し、戦争の罪責告白をするということはどういうことなのか、戦争を直接体験していない者が赦しと和解を問うとはどういうことなのか、改めて深く考えさせられていた。

過去の日本のアジア侵略と植民地支配の加害責任を覚えて反省し、アジアにおける真の和解と平和そして友好関係をつくって行くことが世代を超えた私たち一人ひとりが担うべき継続的な課題であることは当然である。しかし、では私たちは「赦し」と「和解」をはたしていかに問うことができ、問うべきなのであろうか。そもそも「和解」という言葉を用いることによって私たちは何を意味しているのであろうか。

「和解」という概念はキリスト教信仰の核心であり、神と人との和解を論じるキリスト教神学の中心的主題である。それは「自分の罪がイエス・キリストによって赦され、一方的な恵みにより、神との和解に至ることが許されたのだから、キリストに倣うものとして自分も他者——敵や迫害する者であっても——を許し、他者と和解することができるはずであり、すべきである」という言説となって表れる。神学的観点から言えば、和解も赦しという概念もユダヤ・キリスト教の伝統にその淵源をもつ宗教的概念であり、それらは超越的次元も含めて語られることになる。いや、そのような次元で語られざるをえないともいえよう。

しかし、赦しと和解の言説はそのような超越的次元なしには語りえないのであろうか。キリスト教的言説ないし神学的用語を共有しないものにとっては、そのような言説で和解が論じられるとき、事が曇らされ、曖昧化されてしまう危惧が生じるのではないか。一例を挙げると、このような懸念は例えば、南アフリカの「真実和解委員会」(the Truth and Reconciliation Commission, TRC)の事例にみることができる。

南アフリカの「真実和解委員会」とは1960年から94年まで続いた「アパルトヘイト」(人種隔離政策)下での人権侵害を扱うために設置された人権機関の一つであるが、それは武力によらない解決の実現に寄与したことで、過去の歴史清算の世界的モデルともいわれ、デズモンド・ツツ大主教がその委員長を務めたことでもよく知られている。ここで問題にしたいのは、ツツ大主教が委員会の場で多く語った宗教的言説についてである。ツツ大主教がキリスト教的言説で人権侵害の加害者に対して「赦し」を語る際に、法的次元での裁きの問題が宗教的言説によって語られることに対する違和感が、とくにキリスト教的用語を共有しない被害者には感じられたことがいわれている^①。これには真実和解委員会の方針が従来の法の前提である「応報的正義」、つまり罪に対しては罰を科すことで正義が回復されるという考え方とは異なっていることも関係している^②。

日本の場合はどうであろうか。戦後から20年以上経過した1967年に日本基督教団の「罪責告白」が、後にその不十分さを指摘されながらも発表され、また多くのキリスト教の教団・教派が「和解の福音」にもとづき、日本が犯した戦争の責任を覚え、近隣諸国との和解に向けての罪責告白を行ってきた。そのような「教会の罪責告白」を今後も告白し続けることは重要で

Emergence
創発
Volume XII
number 01

1 | 例えば、Richard A. Wilson, *The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa* (Cambridge University Press, 2001) 参照。

2 | 例えば、Robert I. Rotberg & Dennis Thompson (ed. by), *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions* (Princeton University Press, 2000) 参照。

あるが、それに加えて、戦後補償問題などの法的次元をも含む戦争罪責の多様な相がいま問われているのではないだろうか。「赦しと和解」という概念自体が宗教的な言説と法的言説の双方で用いられる概念であるため、和解、正義、赦しを巡る問題の相を複雑にしているのであるが、これらを解きほぐすためにも以下においてアレントやヤスバースの議論を手がかりに戦争罪責についての考察を深めて行きたい。

3 | 例えば、「現代思想 特集 和解の政治学」(Vol.28-13 Nov 2000年、青土社)参照。

4 | ハンナ・アレント『人間の条件』(志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年)371頁

5 | アレント前掲書、374-375頁

6 | カール・ヤスバース『戦争の罪を問う』(橋本文夫訳、平凡社、1998年)

正義、赦し、不可逆性

「正義(justice)」とは何かという問いを巡っては、ギリシア政治思想から現代政治哲学に至るまで西欧政治思想の考察の中心的概念であり続けてきた。それに対して、「赦し」に関しては政治哲学的考察がほとんどなされて来なかったといえる。その理由の一つは、「赦し」が「正義」とは異なり、宗教のボキャブラリーであることが挙げられよう。しかし、今日においては「和解」が現実政治の中心舞台で語られ、政治的言説における重要な鍵概念にもなっている^{•3}。それに伴って「赦し」という概念もまた今日においては政治的に重要な意味を負わされてくるようになった。そのような中、政治思想史において例外的に「赦し」に着目したハンナ・アレントに改めて注目する意義は大きいといえよう。

アレントは『人間の条件』において、われわれ人間は過去を思い起す能力をもった者としてつくられたが、過去を変える力はなく、未来を想像する能力をもった者としてつくられたが、未来をコントロールする力はない、そして過去への唯一の効果的な応答こそが許してあるとしてその必要性を強調したのである。「人間が自分の行っていることを知らず、知ることもできなかつたにもかかわらず、自分が行ってしまったことを元に戻すことができないということ」これをアレントは「不可逆性(irreversibility)」という言葉で表現し、「この不可逆性の苦境から脱けだす可能な救済は、許し(forgiveness)の能力である」^{•4}と論じている。

アレントによれば、「人間事象の領域で許しが果たす役割を発見したのは、ナザレのイエス」であり、「イエスの主張によれば、許しは、神が人間を媒介にして許すという類のものではない。むしろ、人間が神によって許されることを望むなら、その前に、人間がお互い同士許し合わなければならぬのである」^{•5}と述べている。

アレントが問題にしたこの「不可逆性と許しの関係」、つまり過去について人間が互いに許し合うとはどういうことかを問題とする際に考慮されなければならないのは、当事者間(加害者・被害者)に赦しの対象となる事柄があるということが前提とされているかという点であろう。両者の間でそのような合意を欠いては、赦しはそもそも成立しない。なぜなら赦されるべき何かがあるということを認識していない加害者にとっては、被害者から「赦しましょう」と言われること自体そもそもナンセンスだからである。つまり、罪が自覚され、それに対する悔い改めが表明されなければ、赦し、さらに和解へと向わないのである。では悔い改めて贖われるべき罪をいかに問うのか。どのような罪を問うべきなのか。この問題について考えるため次にドイツの哲学者カール・ヤスバースの戦争罪責論を概観したい。

戦争罪責と和解の主体——ヤスバースの戦争罪責の哲学を手がかりに

ヤスバースの『戦争の罪を問う(Die Schuldfrage)』^{•6}は第二次大戦後のドイツ国民自身が戦争の罪をいかに問い、裁き、そして贖うべきかを主題にした古典ともいえる名著である。本著においてヤスバースは戦争の罪責の問題を考えるために4つの罪の概念を区別している。「刑法上の罪」「政治上の罪」「道徳上の罪」そして「形而上の罪」である。ヤスバースに

よれば、これら4つの罪は相互に関連しあうが区別しうる。簡単にそれぞれを説明すると、「刑法上の罪」とは法律に違反した際の刑事犯罪にあたり、審判者は裁判所である。「政治上の罪」とは国家為政者の行為によって成立する罪をその国家に属するがゆえに各国民もまた負わなければならない罪である。この政治上の罪の審判者は「戦勝国の権力と意志」である。「道徳上の罪」とは、各自が一個人としてなす行為がたとえそれが「命令」であったとしてもいかなる場合にも生じる罪である。この場合、審判者は「自己の良心」である。ヤスバースが挙げる4番目の「形而上的な罪」とは、人間相互間には連帯関係がある以上、世の不法や不正に対して時と場所を共有する限りその責任の一半があり、それに対する責任の回避から生じる罪である。この「形而上的な罪」の審判者は神である。

ヤスバースによれば、これら4つの罪概念の結果は「刑法上の罪」である刑事犯罪であれば「処罰」されるものであり、「政治上の罪」に対しては「責任」とその結果としての「償い」が問われ、「道徳的な罪」からは洞察とそれに伴う罪滅ぼしが生じ、形而上的な罪の結果としては、神のみ前での人間の自覚に変化が生じるという。

ヤスバースの議論は戦争の罪の問題を4つの罪概念によって区別することにより、誰が審判を下し、誰が審判の対象となるかを明確に問題化し、そして人間の罪と責任、そして贖いの問題を各自の罪の所在に応じてそれぞれが担っていくべきことを鋭く問うているのである。ヤスバースの戦争罪責の哲学についてこれ以上詳述することはできないが、日本における戦争罪責の問題について、戦争罪責の主体は誰か、どの位相で和解が可能なのかを問う際に、その議論は今なお示唆を与えるであろう。例えば、和解の概念を公・私・公共の三相、つまり国家間レベルでの公的和解、個人間レベルでの私的和解、そして市民社会のアクターによる和解運動としての公共的和解と仮に区別して考えてみる際、各位相が担うべき責任の論拠をそこに与えると思われる所以である。次に、和解へと至るその過程について問うために、神学者ミロスラブ・ウォルフの議論を概観したい。

33

和解への過程 —— ヴォルフの和解の神学を手がかりに

ミロスラブ・ウォルフの『排除と抱擁』^{•7}は、暴力と憎しみによる「他者の排除」という問題に対して、キリスト教神学がいかに和解と正義の関係を問うべきかを論じた好著である。本書はウォルフ自身の祖国クロアチアの内戦という被害者体験を踏まえて書かれたもので、祖国の町々を破壊し、女性に暴行し、教会を焼き払う、そのようなわば究極なる他者ないし憎むべき敵であるセルビア人兵をキリスト者としていかに赦すことができるのかという問題意識から出発する。そして和解についての神学的探求を試み、「和解」概念をより具体的に表す「抱擁(embrace)」という概念に着目し、和解としての抱擁の神学を展開しているのである。ウォルフによれば、「抱擁」とは「キリストが神の栄光のために、私たちを受け入れて下さったように、あなた方も互いに受け入れなさい」(ローマ書15章7節)というパウロの言葉に含蓄されている概念である。抱擁という言葉で表される「他者との和解」に至るためにには自己が自身のうちに他者を受け入れようとする意思があるときにのみ可能であると論じ、「抱擁としての和解」に向けた4つの過程を提示する。

それによると、最初の段階は「悔い改め」である。ウォルフはまず「自分の敵を愛し、迫害するもののために祈りなさい」(マタイ5章44節)という箇所を挙げ、イエスに従うものとして敵を憎むことは悔い改めなければならない罪であることを強調する。第二の段階は「赦し」である。「父よ。彼らをお赦しください。彼らは何をしているのか自分で分からぬのです」(ルカ23章34節)を引用し、仲保者イエスの代理思想からキリストに倣う者の責任として、復讐や怒りではなく、

赦しを語ることが論じられる。3番目のステップは「自己に他者の場を設けること」である。ヴォルフによれば、和解には「抱擁への意思」が重要であり、それは「他者に自身を与えようとする意思、他者を受け入れようとする意思」である。4番目の段階は「記憶の癒し」である。それには、過去の記憶を「忘却」することではなく、むしろ「想起」し続けることが重要であることが強調される。

ここで一つ注意したいのは、最初に触れたようにヴォルフが自身の体験を契機とする「被害者」の視点から和解論を展開しているということである。日本における戦争罪責の問題を考える際には、「加害者」側から和解を論じることの妥当性がそもそも問われなければならないだろう。つまり、加害者側が語るべきは「和解」の言説ではなく、まず謝罪と償いの言葉であり、補償というかたちで示すことなのではないかと。では悔い改めの言葉が償いや補償といった行為に帰着するまでは和解について語ることは適切ではないのであろうか。ここは意見が分かれるところであろう。つまり、和解という言葉が用いられることによって不正義が曖昧化されるので、裁かれていない不正義が解決した後に初めて和解が語られるべきだと考えるのか、あるいは正義が完全に成されることはないからこそむしろ「赦し」が必要なのであり、和解とは赦しの結果であるとして和解を目標にそれを積極的に語っていくべきであると考えるのかと。このようなアポリアに対しては抽象的に考えるのではなく、個々の具体的事例に即して問い合わせ立てる方が建設的であろう。では私たちの具体的課題としての戦争罪責の問題、「赦しと和解」の問題を今後いかに問うべきか。私見ではやはりキリスト教思想とのアナロジーに注目すべきだと考える。

日本における戦争罪責のキリスト教哲学に向けて

日本の戦争責任を考える際には、東京裁判では裁かれなかった植民地主義の問題や、「忘却された戦争の記憶」として顕著化した「従軍慰安婦」問題などが提起している重要な問い合わせ今後も真摯に受け止めていかなくてはならない。その際にはまずアレントが「不可逆性と許し」を問題としたように、戦争に対する罪の自覚、そして悔い改めの表明が必要である。キリスト教の背景をもつ西欧の「罪の文化」に対して、日本は「恥の文化」と言い表されることがあるが、それが妥当するか否かは別として、過去の過ちを謝罪することが「恥」であるとすることができなかつたか。BC級戦犯に見られるように、たとえ自分の法的な罪を認めることができない場合があるとしても、「道徳的罪」を告白した多くのクリスチャン戦犯もいたのである。このことはヤスバースが論じたように、罪の主体が各々の罪の所在に応じて担っていくべき罪責の位相を改めて考えさせる契機となろう。そして、ヴォルフが論じるように、和解という目標に至るには「記憶の癒し」など長期的な時の経過が必要であり、「他者」を受容ないし「抱擁」するための相当な忍耐力が必要とされることは想像に難くない。和解のプロセスは被害者と加害者との間で自然発生的に現れるものではなく、「赦し」を乞うことの結果であるとすれば、イエス・キリストがそれを担ったように、中保者として「間」からキリスト者が赦しを乞うて代弁し、和解を紡ぎだしていく責任があるのでないか。当然ながら、被害者と加害者をめぐる当事者性や罪責主体の問題、また赦しや和解の代理不可能性など安易な回答を許さない多くのアポリアがあることを認めなければならない。それらを深く考慮しつつ、キリストに倣わんとするキリスト者市民は何をなすべきか、依然問われ続けているのである。

市民の政治参加の根拠

稻垣 久和

政治とは、通常、国家的事柄と考えられている。立法は国会で、行政は政府や官庁が行う。

住民の暮らしと政治との関係、ということになれば地方自治体の果たす役割が大きい。

市民が政治に参加するのは、普通は選挙を通してである。国民や住民の代表を選んで議会に国民の声を反映させる。今日、選挙のときだけではなく、市民が政治にもっと直接に参加する機会を増やそうと、いろいろな試みが行われている。司法にすら裁判員として市民が参加する制度が模索されている。

戦後60年以上も経つのに、いまだにかつての戦争の処理が終っていない。首相の靖国参拝などがあれだけ大きな問題になったり、従軍慰安婦問題が米国議会で決議事項になったりという事態は、驚くべきことである。この国家的問題については、選挙で選んだ日本の議員たちだけでは充分に責任を果たすことはできない。戦争責任や戦後責任に市民はどうに参加できるのだろうか。これまで、市民の側も損害賠償を受ける当事者以外は、大きな关心をもたなかった。「戦争で受けた心の傷」などを、政治の場で反映させるのはとてもむずかしい。政治がらみになれば癒されるべき傷が逆に深まりかねないからだ。ましてや、戦後生まれの市民がかかつての戦争に責任をもつなどということは、なかなか理解できないだろう。

筆者は『靖国神社「解放」論——本当の追悼とは何か』(光文社ペーパーバックス、2006年)において、戦後責任と追悼問題を詳述したので、ここでは繰り返さない。ただ本書出版後に思ったことは、市民社会の成熟がないために、記憶や追悼の問題がイデオロギー問題にすり替わってしまうという、現代日本の嘆かわしい状況である。

根は深い。市民の政治への参加が、住民の暮らしに直結したもの以上に、理念的なものには、広がらないのである。市民社会や市民的公共性(パブリック)への自覚が余りに弱いのである。というよりも、パブリックとはお上(=政府、行政、官のことだ)という意識から抜け出せないのである。市民が責任をもってパブリックを担おうとする意識がない。しかも、追悼には宗教意識も絡むから、ますます問題が錯綜してくる。

しかし、このような状況は必ずしも日本だけではない。市民的パブリック提唱の先駆者のユルゲン・ハーバーマスですら、ごく最近まで、宗教を充分に扱えなかつた。

宗教の問題と「自己鍛錬」

ハーバーマスが、ごく最近、民主主義のもつ「自己鍛錬」との関係で、宗教の問題に深く触れるようになった。これは、たんに現代のグローバルなレベルでの宗教復権に対処せよ、というような次元での問題ではない。民主主義の制度そのものにはらまれていた危機が露呈してきたということなのだ。市民的公共性の離陸した18世紀の啓蒙主義に内在していた「宗教抜き」という問題が、今日あらわになってきたということである。

また、別の面からの宗教性への考慮の必要性も出てきている。市民的公共性のモデルとなつた「読書する教養層」は、言語的コミュニケーションによって市民社会を形成しようとした。しかしこのような啓蒙的理性への信頼は、ヨーロッパの2度の大戦によってもろくも崩れた。ファシズムやナチズムの登場は、理性でははかれないドロドロした非合理的な民族性や愛国心を利

用しつつ、ヨーロッパ的啓蒙のプロジェクトを挫折させた。「自己鍛錬」を欠いた大衆は、さうとして登場するカリスマ的な指導者に身をゆだね、良心を麻痺させていった。

「民族のために」「国家のために」というエモーショナル(感情的)に人をかきたてる衝動が、人々を戦争と残酷な行為に驅り立てていったのである。為政者はこれを、愛国心ないしは公民宗教(civil religion)という名のナショナリズムに利用した。日本の国家神道はまさにこれである。しかも、啓蒙主義を経験せず市民社会を経験しなかった日本では、ファシズムのこの面が、國体というかたちでより明瞭に現れた。いまだにそこから自由になれないでいることは、靖国問題に明瞭に現れている。

21世紀の民主主義の形成は、市民の「自己鍛錬」の問題が、構造的に含まれねばならないことを理解しよう。ハーバーマスが市民的公共性の重要な要素として、宗教を考慮するようになったのは、たんに「人権」や「権利」という普遍的な概念の主張だけでは市民社会が充分に機能しない、こういう点に気づいたからだ。いわゆるリベラルな政治共同体の限界である。他者のための福祉という発想がどこから出てくるか、というモティベーションの問い合わせに突き当たったからである。彼いわく、「自己の利益を正しく理解してそれを擁護するという点に関してだけでなく、権利の行使にあたって公共の福祉(Gemeinwohl)を志向しなければならない。そしてこれは、相當に高度のモティベーションの投入を要求されることであるが、法によってそうしたモティベーションを強制することは不可能である」¹。

このモティベーションの出所は「法律」ではなく「道徳」なのである。つまり、

必要とあれば自分の知らない匿名の同じ市民を助けることを請け合い、公共の利益のために犠牲も覚悟する(例えば福祉のための増税など)というのは、リベラルな政治共同体の市民に受け入れてもらうには、かなり無理な要求なのである。それゆえ政治的美德は、たとえそれがほんの小額ずつ「要求される」場合でも、デモクラシーの存続には不可欠である²。

市民社会は自発的な道徳を要求する社会なのである。そしてハーバーマスはこの道徳と、世界の大宗教の伝統とを結び付ける。宗教的伝統が養ってきた「自己鍛錬」から出てくる「自己犠牲」という道徳と結び付ける。

アシンメトリー
哲学は、認識上の自負ではこうした次元に及ばない。この不均衡にこそ、宗教から学ぼうという哲学の態度の理由があるのだ³。

というように、宗教の役割に注目する発言をするようになった。啓蒙的理性を重視してきた人物としては驚くべき転換というべきであろう。しかしながら、このことは筆者が日本で公共哲学を開拓してきたときに、すでに初めから考慮に入れていたことであった。

リベラルな政治共同体が前提にしている個人の自由の尊重は、どのようにして他者のための福祉(公共の福祉)、そして自発的な道徳、さらには宗教と関係しているのであろうか。これらの人間的な価値を「私(プライベート)」の中に閉じ込めてきたのがほかならぬリベラル・イデオロギーであった。リベラル・イデオロギーでパブリックといわれるのは、唯一、国家のみである。典型的な公私二元論がここに現れている。

今、パブリック(公共)を市民の側に取り戻さねばならないのだ。

1 | ユルゲン・ハーバーマス、ヨーゼフ・ツインガー、フロリアン・シューラー編『ボスト世俗化時代の哲学と宗教』(三島憲一訳、岩波書店、2007年)8頁(但し傍点は引用者。以下の引用でも同様)。

またツインガーとの対話の意味については稻垣久和・金泰昌編『宗教から考える公共性』(シリーズ『公共哲学』第16巻、東京大学出版会、2006年)156頁。

2 | ハーバーマスほか前掲書、9頁

3 | ハーバーマスほか前掲書、18頁

パブリックの歴史的変遷

パブリックとは何か。publicはもともとラテン語の*publicus*(人々の、共有の)からきた言葉である。*res publica*(人々のもの、*res*とはラテン語で「もの」という意味の女性名詞)といえば共和制ローマの呼称であったし、近代にはこれが*republic*(共和国)の意味にもなっていくわけだ。

中世から近代にかけて、西欧キリスト教世界はローマ・カトリック教会から神聖ローマ帝国の皇帝、さらには世俗君主に権威や権力が移るなかで「主権」という政治権力の概念が成立した。それと同時に、君主は*salus publica*(人々の福祉)の実践者という概念で自分を正当化していく。君主は人民の上に君臨するだけでなく、人民を保護しその生命、安全を守る義務があった。

パブリックの反対はプライベート(privateその語源はラテン語*privatus*、人々の目から隠されている)ということになる。逆にプライベート(私的)があってこそパブリックに意味があるともいえる。この場合の「私的」は日本語のように、別段、卑しいという意味はまったくない。また、パブリックは「隠されている」の反対語ということで「開かれている」という意味がある、これも大切な点である。

パブリックが、近代になって国民国家が成立する17世紀ごろから、「人々の」という意味よりも「国家の」という意味で使われるようになったのは、それなりの理由があった。限られた領土内の保全や人々の財産や安全を守るために、常備軍を持っていてこと、またこれを動かせる権力を集中させる機構がどうしても必要になった。商業・経済活動も広がってきていたから、利害も対立し対外的に戦争も起きやすくなり、国民を一つにまとめあげる権力機構としての国家が主役になってこざるをえない。国内的には法律を整備して人々の権利を守ると同時に、法律を統治の手段として使っていくことになる。

パブリック(人々の)はこうして「国家的」の意味に移行していくのである。*res publica*(人々のもの)が主権を備えた国家の意味で使われるようになる。そうなると、国家の権力は、国内の「人々」にはかえって自由を抑圧する方向で働くをえない。

西欧の近代国民国家の成立以後、このように「国家の」権力的あり方と、「人々の」自由を望む市民生活のあり方とが、たえず拮抗していることに注意しよう。この拮抗の緊張関係をパブリックと呼んでもいいかもしれない。パブリックという言葉によって、ある論者は「国家的な」事柄を意味し、ある論者は「市民的な」事柄を意味するという現実は、西洋の歴史のどの面に、またどの地域に重きを置いているかによって異なってきているのである。筆者の場合は、パブリックを「人々の」「市民的な」「共有の」「開かれた」事柄に重きを置いて解釈し、日本語でこれを「公共的」と表現する立場を取っている。そうであるから、筆者にとっては、パブリックを「公的」と訳すことは的外れになるわけだ。

以上のような国民国家の二重性のことを、学問的にきちんと裏付けた本がある。ゲオルク・イエリネクの百年前の大著『一般国家学』(1900年)である^{•4}。

邦訳でも700ページ以上にもおよぶ『一般国家学』は、大きく「一般国家社会学」と「一般国法学」の2部に分かれる。近代の国民国家では、結局のところ、パブリックの内容が国法的な主権権力装置のほうに吸収されていったことが描かれている。「最終的に主権者に登り詰めたのは、君主でも国民でもなく、国家」であり、「近世から近代に向けての歴史は、結局、国家の成功の物語」ということなのだ。国家が先か、個人が先か、この問いは改憲問題をはらんだ今後の日本の世論の動向にもかかわってくるので、パブリックの課題と関係づけてきちんと見ておく必要がある。

『一般国家学』では、国民が結成する「パブリックなもの」(*res publica*)が国家であり、その統治主体は「パブリック」を目的として国民が結成した社団法人のようなものであり、その定款は憲

法である、ということになる。結論からいえば、「パブリックなもの」は国家によって一元的に回収されており(すなわち「公」)、国家以外のあらゆるものは「私」ということになる。徹底した公私二元論といってよいであろう。

以下で、イエリネクの『一般国家学』の第2編「一般国家社会学」第7章「国家の正当化に関する理論」と、そして第3編「一般国法学」第14章「国家権力の特性」第1節「主権」のところを簡単に紹介しておこう。

国家の正当化に関する理論

国家は歴史的に存在してきたものだ。形而上学的な正当化は必要ないが、それでもこれまで5類型にわたって基礎付けが試みられてきた。宗教的、自然的、法理・契約的、道徳的、心理的の5つである。このうち最初の3つについて以下にみてみよう。

Emergence
創発
Volume XII
number 01

1 | 宗教的

国家は神の創設によるという発想は、古代世界にあまねくいきわたっていて、初代キリスト教時代のヨーロッパにも入ってきた。中世に移行し始めるころ、アウグスティヌス(354–430)によって神の国(*civitas dei*)と現実の世界すなわち地上の国(*civitas terrena*)とが対比され、国家は罪に汚れた地上の国と同一視された。ただしそのような国家も、神の恩恵によって、かろうじて罪が抑制されつつ存在が可能になっている。アウグスティヌスの国家論はトマス・アクイナス(1226–74)に引き継がれ、ギリシアのアリストテレス的な共通善を推進する場としての国家という考え方となる。キリスト教会(ローマ・カトリック教会)はその上にあって、国家の成員を天国に導く制度として意味づけられた。

38

16世紀の宗教改革は、既成ローマ教会の内部改革から始まった。国王がローマ教会と結託している場合には、これにも抵抗し、結果的には教会と国家とを分離する方向に促し、国家は世俗的な主権によって一元的に統治される領域となった。ただし国家は内面の問題には入り込まないという約束があり、これが犯されたときに、イギリスのピューリタン革命のような市民革命が起こり、その余波は、アメリカ東部の合衆国独立にまで影響を及ぼすことになる。

歴史的に、確かに、神は近代国家の遠因(*causa remota*)であった。

2 | 自然的

宗教的な国家観とは正反対に、自然的な力の支配するところとして国家をとらえる。ギリシアのソフィストから始まり、トマス・ホップズそしてカール・マルクスに至るまで続いている(ただしマルクス主義では、国家の抑圧的力は経済史の一定の時点において現れ、やがて階級闘争によって消滅し、権力国家の自然必然性も否定される)。しかしこの自然的な力、野蛮な暴力による強いもの勝ち、これを容認する国家観は倫理性を欠いていて、とうてい国家の正当化にはなりえない。

3 | 法理的

家族法的、物件法的、契約法的の3つに分類できる。

| a 家父長説 |

古代からどの民族も、国家を拡大された家族として構想した(日本では明治近代国家が、戦時に国民を天皇の赤子としてとらえたのは記憶に新しい!)。西欧近代でも17世紀のイギリスで、フィルマー卿は人類の父祖アダムの後継者として英國王を位置づけ、人民統治の正当化をはかったが、ジョン・ロックの批判を招いた。こうした国家の起源は宗教と組み合わされている。

| b 家産説 |

物理的な力をもって勝者になった実力者は、手に入れた物件を家産として保護するために国家を形成する、という説である。前国家的な所有の秩序が、そのまま広大な近代的国家領土となることは正当化しがたいことであるが、ヨーロッパでも絶対君主の時代には、国土が君主の家産と考えられた時代があった。

| c 契約説 |

古代イスラエルでは、神がその民と結んだ契約である、アブラハム契約、モーセ契約などが模範となり、国家の形成時にサウルを初代の王とした(紀元前1044年)。また、ダビデのイスラエル諸部族との契約の模範となりさらには王としての就任の模範ともなっている。これは時代が下って16、17世紀のヨーロッパにすら影響を与えたものであった。

中世の契約説は国家の起源ではなく王の起源についての説、国民ではなく支配者の設定のための契約説であり、国家の起源の社会契約説が現れるのは宗教改革以降(1517年-)に持ち越される。ヨーロッパ大陸で、社会契約思想の創始者とみなされているのは『政治学』(1603年)を出版したヨハンネス・アルトウジウスであるが、彼の場合は個人ではなく都市や地域が契約の設定者である。ホップズにおいてはじめて個人間の社会契約の発想が出てくる(1651年)。その理由は、彼がエピクロス的な原子論的機械論によって人間と社会をみたことによる。

ホップズは国家を2種類に分けている。1つは権力関係に基づく、自然的、歴史的に形成された国家、もう1つは人間の本性から演繹される合理的国家。人間の本性は私利私欲に満ちたものであり、自然状態では万民の万民に対する闘争が生じ、この恐怖心から平和への憧れが生じるのであるが、本性からして恒常的な和解は望めない。永続する平和は、すべての者が1つの意志に服従することを内容とする結合契約を結ぶときにのみ得られる。この基本的な契約により、「自然状態」から「国家の状態」に移行するわけである、この契約は社会契約であると同時に力への服従契約であり、ばらばらの個人の間の合意によって国家人格(persona civilis)を据える。個人であれ、団体であれ、とにかく上に立つただ1つの主権をもった支配機関が合法的に認められる絶対主義国家観である。ホップズの説では、支配者への反抗は相互の基本契約の違反であり、正当化されえない。

それに対して、ロックの場合は、人類の父祖アダムの子孫としての人間の現実の歴史のなかで起こったとされる社会契約であり、自然状態も相互に自由を承認している穏健な状態である。ジャン・ジャック・ルソーでは、不自由な状態にある人々が自由を取り戻すため的一般意思への服従としての社会契約である。

国家主権とその脱構築

古代ギリシア・ローマの国家には主権の概念はなかった。そして中世後期のヨーロッパになって、はじめて国家主権の概念が生じるのである。その理由は国家に対抗すべき相手が生じたためだ。当時、国家の権威をおびやかす勢力は3つあった。教会と、西ヨーロッパ諸国に力を及ぼす神聖ローマ帝国(962-1806年)と、国家内部の大封地所有者および社団。イエリネクによれば、「これら三つの勢力との闘いによって、主権の概念が成立した。主権とは対抗概念であり、まず防御的性格をもち、その後に攻撃的性格をもった」^{•5}ということになる。

中世前半を通じて、ローマ教会と教皇の宗教的権威は絶大で、諸国の王もキリスト教徒としてこの権威に服していたことは言うまでもない。やがて神聖ローマ帝国が成立してからは、とくにドイツでの諸国家は、宗教改革までは神聖ローマ帝国の権力に服し、帝国の皇帝だけが支配者であり、皇帝だけが法律を制定し、皇帝だけが国王たちの称号を与えることができた。

また宗教改革後に新旧キリスト教に分裂した国家内部には、地元の封建領主の力が弱くなり、国王による直接の統一国家づくりが強くなってきた。この分裂は、とくにカトリックに対してプロテstantのユグノー派が激しい弾圧を経験してのち抵抗権理論を出してきたアンリ三世以下のフランスにおいて著しかったのであった。

ジャン・ボダンがフランスの政治史から抽象して『国家論』(1576年)の中で「主権論」を提起したのには、このような背景があったのである。ここで主権とは「内と外における最高で独立した権力」「市民と臣民との上にあって、すべての法律から解放された絶対的な権力」のことであり、「res publica」とは主権者による正しい統治のことである。こうして res publica (人々のもの) は、国家的主権のもとに権力的統一体となったというわけである^{•6}。

「主権」の概念はその後、近代国民国家を定義づける柱の1つとなった。先の契約説のなかで出てきたホップズは国王に帰する絶対的王権と主権を同一視したが、ルソーはそれを国民の側に国民主権として転換した。ルソーの直後にフランス革命が起こり、ルソーの影響を受けたジャコバン派による反対派の肅清と恐怖政治が起こる。これはたとえ国民主権であっても、「主権」概念に固執する限り少数派は抹殺されやすい、という現象を例証しているともいえる。いずれにせよ、国民主権論は近代立憲主義のなかに定着した。日本の戦後の憲法もこれを採用している。

パブリックを「国家」に一元的に回収していく歴史的由来、それはおよそ以上のことであった。

国家主権論は国内的に国民主権として定着したときに、その「絶対的権力」という面をやわらげたようにみえる。しかし、主権者である国民が選挙して選んだはずの議員が、国会での議決の際に見せる「多数の横暴」や政府の世論無視の「強権発動」は、今日でも代議制民主主義の課題として残されているわけだ。少数者の意見を無視しない民主主義はいかにして可能なのか。

パブリックを国民の側に、そしてさらにより豊かなかたちで市民の側に開いていくことは、公共哲学の大きな課題である。筆者自身はこれを、ボダン・ホップズ・ルソーと継承された「主権」の概念をそのルーツに戻って根本的に組み替えていくことから考えている。それにより、新たに当事者主権・市民主権・領域主権^{•7}という方向で展開しながら、より討議的、対話的な市民参加の民主主義の確立へと結びつけることを構想している^{•8}。

6 | ただし正確に言うと、ボダンにおいては、支配者は神の法と自然法によって拘束されている。主権のなかにある絶対的な法的な無拘束性はホップスが初めてである。イエリネク前掲書373頁。また391頁注46。

7 | 領域主権：国家や支配者だけが主権をもつではなく、家庭、学校、さまざまな中間集団、自治体、NPO、NGOなど、個々の領域が主権を分かち持っていて対等であるとする考え方。アルトゥジウスにその萌芽がみられ、アブラハム・カイバー(1837-1920)が提唱した。

8 | 植垣久和『宗教と公共哲学』(東京大学出版会、2004年)171頁以下

| 発題・執筆者 |

内海愛子 [うつみ・あいこ]

早稲田大学文学部卒業。惠泉女子大学教授を経て、現在、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員教授。日本平和学会会長。著書に『戦後補償から考える日本とアジア』(山川出版社、2002年)『スガモプリズン——戦犯たちの平和運動』(吉川弘文堂、2004年)『日本軍の捕虜政策』(青木書店、2005年)『平和の種を運ぶ風になれ』(共著・梨の木舎、2007年)などがある。

東海林路得子 [とうじ・じゆこ]

「女性の家 HELP」でディレクターとして7年活動し、外国人人身売買被害者たちとの出会いを経験する。その間、元日本軍「慰安婦」の人々に出会い、裁判などの支援に参加。2000年には「女性国際戦犯法廷」事務局長としてパウネットに招かれ、「NHK番組改変裁判」にも原告として関わる。また、日本キリスト教福音会が2000年に設立した「福音会ステップハウス」所長に招聘され現在に至っている。

小菅信子 [こすげ・のぶこ]

山梨学院大学法学部教授。近現代史、国際関係論専攻。『戦後和解』(中公新書、2005年)で石橋湛山賞受賞。最新の業績に「東京裁判と *tu quoque* の範」(『現代思想』2007年8月号)、「赤十字標準、赤十字社、植民地」(『赤十字史料による人道活動の展開に関する研究報告書』2007年)、*Britain and Japan in the Twentieth Century* (Philip Towleと共に編、I. B. Tauris、2007年)、長崎の原爆投下に関する "Prompt and utter destruction" (*The International Review of the Red Cross*, 2007年)など。

豊川 慎 [とよかわ・しん]

共立基督教研究所所員、東京基督教大学助手。

稻垣久和 [いながき・ひさかず]

共立基督教研究所所長、東京基督教大学教授。

共立基督教研究所 所員・研究員の

プロフィールは研究所ホームページを参照。

This issue was published with support from
the Metanexus Institute's Local Societies
Initiative on Science and Religion.

Emergence | 創 発

Volume XII

number 01

2007年10月30日

発行人 | 稲垣久和

編集 | 高橋伸幸

デザイン | 森大志郎・繭織友洋

表紙イラストレーションプログラム | 中村泰之

編集協力 | 岡田早穂・田中殉

印刷 | PRINT BANK

東京基督教大学 共立基督教研究所

〒270-1347

千葉県印西市内野3-301-5-3

telephone 0476.46.1137

facsimile 0476.46.1292

E-mail kci@tci.ac.jp

<http://www.tci.ac.jp/research/kci.html>

Emergenceは年3回発行です。

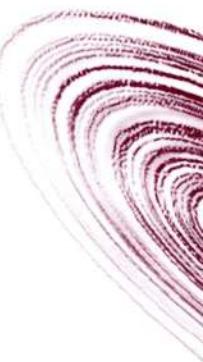
定期購読・バックナンバー

(I-IX巻までは『共立研究』の旧称で発行)の

ご注文は当研究所まで。

1部 = 200円(合併号は400円)・送料別

年間購読料 = 800円・送料込



For even the Son of Man did not come to be served, but to serve, and to give his life as a ransom for many. [Mark 10:45]